

LIBRA

2022年 **5** 月号

〈特集〉

第三次男女共同参画基本計画

—多様な価値観を尊重する弁護士会をめざして—

〈インタビュー〉

フェンシング選手 加納虹輝さん

〈新連載〉

親子法改正要綱の解説



東京弁護士会

リブラギャラリー

「奈良県大台ヶ原」の霧氷



千本桜のような絶景ですが、白いのは、花びらでなく霧氷（むひょう）です。霧氷は、過冷却された霧粒が風で木などに吹き付けられ、その刺激で氷となって付いたものです。5月の連休の日、朝8時頃に大台ヶ原の日出ヶ岳（1695m）に登頂、撮影したのですが、昼にはすっかり溶けていました。

会員 町田 弘香 (41期)

特集

02 第三次男女共同参画基本計画

—多様な価値観を尊重する弁護士会をめざして—

- 第三次男女共同参画基本計画が今年度から施行されています 芹澤眞澄
- 座談会：東弁の男女共同参画のこれから～コロナ禍をもたらしたもの～
- 匿名座談会：ダイバーシティ社会の中での弁護士業務～色んな働き方をしてみよう！～

インタビュー

20 フェンシング選手 加納虹輝さん

新連載

34 親子法改正要綱の解説

第1回 改正要綱の概要 稲村晃伸・棚橋桂介

連載等

24 常議員会報告（2021年度 第11回／第5回臨時）

27 臨時総会報告（2021年度 第2回）

30 法曹養成センターのリーガルクリニックへの取り組み

- 1 臨床法学教育の重要性及び当会のリーガルクリニックへの関与 三澤英嗣
- 2 法曹養成センターのリーガルクリニックへの関与 大西雄太
- 3 2021年度のリーガルクリニックについて 飯田康仁
- 4-I リーガルクリニックの経験事例—刑事チーム 池田美奈子
- 4-II リーガルクリニックの経験事例—民事チーム 上田貴之

35 人権問題最前線

第8回 戦没者の遺骨を守る闘い

—遺骨の混じる南部の土砂が辺野古埋立に使われる問題について— 神谷延治

36 憲法判例ができるまで～判決文に書かれない弁護士の努力と工夫～

第4回 恵庭事件裁判について 内藤 功

38 シリーズ・民事訴訟記録を永久保存に！：第3回 薬害ヤコブ病事件 石川順子

39 東弁今昔物語～150周年を目指して～：第6回 星亨 長和竜平

40 若手会員支援ニュース

第5回 弁護士業務のIT化に関する業務研究会～クラウド案件管理サービス
伊藤敬史・後藤 大41 新型コロナウイルスのもとで Part2～こんな工夫・取り組みをしてきました(会務編)～
vol.8 オンラインのメリットを生かして(憲法センター) 津田二郎

42 東京弁護士会の「同好会制度」

vol.2 「棋友会」囲碁に、はまっちゃいましょう！ 水津正臣

44 わたしの修習時代

遥かなり司法修習一心に希望とゆとりのあった頃— 20期 小杉丈夫

45 73期リレーエッセイ：1年間弁護士として働いて 吉岡美紀

46 お薦めの一冊：『武器としての交渉思考』 國井友和

47 コーヒーブレイク：最下位という勲章～将棋で負け続けること～ 伊藤雅浩

48 会長声明

54 インフォメーション

第三次男女共同参画基本計画

——多様な価値観を尊重する弁護士会をめざして——

2021年11月、第三次男女共同参画基本計画が策定されました。第二次基本計画が施行されてからの5年間に、当会においても、毎年の女性副会長輩出、女性会員の正副委員長が就任している委員会等の増加、育児期間中の会費免除制度利用者の増加等、一定の成果が見られたところです。

しかしながら、未だに当本部が企画する各種懇談会等で、弁護士からのセクシュアル・ハラスメント等の人権侵害に関する報告も多く、この間の日本社会における女性活躍の推進状況からは遅れをとっているといわざるを得ません。また、2020年にフルタイムで働いた日本の労働者の所定内給与について女性が男性の74%という賃金格差があるところ、弁護士においては男女の所得格差がこれより大きいといえます*1。一般に高収入である専門職で女性が少ないことはもちろん、その中での男女の賃金格差が大きいことは、男女の賃金格差が大きい国ほど労働生産性が低いという海外での研究結果と併せて考えると*2、見過ごせない問題であることは明かです。

第三次基本計画の概要をご紹介しますとともに、座談会等を通じて、各ライフイベントやキャリア形成段階における各会員の会務や業務について語り合い、コロナ禍等で急激に変化する社会状況における弁護士の持続可能な男女共同参画のあり方について、一緒にお考えいただきたく本特集を企画いたしました。

*1：『自由と正義』2021年臨時増刊号p101によれば、男性弁護士の所得平均は1189.2万円であるのに対し、女性弁護士の平均は、733.9万円である。

*2：賃金格差及び海外の研究結果等について、日本経済新聞：2022年3月8日朝刊を参照。

男女共同参画推進本部 事務局次長 大和 加代子
同委員 小林 香織

CONTENTS

- ・ 第三次男女共同参画基本計画が今年度から施行されています 2頁
- ・ 座談会：東弁の男女共同参画のこれから～コロナ禍がもたらしたもの～ 6頁
- ・ 匿名座談会：ダイバーシティ社会の中での弁護士業務～色んな働き方をしてみよう!～ 15頁

第三次男女共同参画基本計画が今年度から施行されています

2021年度男女共同参画推進本部事務局長 芹澤 眞澄 (43期)

2021年11月9日の常議員会で第三次男女共同参画基本計画（以下「第三次基本計画」という）が全会一致で承認されました。

2026年度末までの5年間に当会が達成をめざす目標をご紹介します。

1 約1年半の策定準備の経過 ——会員の声を集めて——

2020年5月に当会の全委員会及び全会派に対して、第二次男女共同参画基本計画（以下「第二次基本

計画」という)の改定についての意見照会を行い、さらに委員会や会派に所属しない会員の意見を反映させるために同時期に、会員サイトで意見募集を展開しました。それらの方法で得た意見を集約し、2020年秋以降約半年をかけて男女共同参画推進本部で検討し第三次基本計画の案を作成しました。

2021年5月に上記第三次基本計画案を全委員会及び会派に意見照会し、回答で出された意見をさらに反映し、理事者会での審議を経て常議員会に議案として上程、承認されました(なおこの間、「理事者と会員との男女共同参画に関する懇談会」及び「男女共同参画推進担当委員との懇談会」(2020年度及び2021年度開催)でも意見を求めました)。

2 第三次基本計画のポイント

「ジェンダーバイアスの排除」、「多様性の受容」及び「持続可能性」の3つが大目標のポイントです。

第三次基本計画策定過程は、新型コロナウイルス感染症の発生と拡大の時期に重なり、委員会等のウェブ開催が一挙に進みました。第三次基本計画では、会務活動及び弁護士業務における場所的拘束性の緩和を個別目標とし、様々なアクションプランを盛り込んでいます(重点目標Ⅰ⑧、重点目標Ⅲ②、③)。

(1) 「会の政策決定過程への女性会員の参加の推進」(重点目標Ⅰ)

女性法曹を増やす取り組みの促進を目標に加え(①)、第二次基本計画実施期間での達成状況を踏まえてより高い数値目標を定め(②、④、⑦等)、アクションプランを掲げました。市民への充実した法的サービス提供のためにも、弁護士における女性割合50%の達成が最終的な目標であると考えられます。

(2) 「会員の業務における性別及び性差による障害の解消と職域の拡大」(重点目標Ⅱ)

継続的課題であり、外部団体等への推薦会員における女性割合30%の達成、ライフイベントによるキャリアの分断の解消、女性会員の業務拡大の方策

の検討等の個別目標とアクションプランを定めています(①～③)。

(3) 「会員がワーク・ライフ・バランスを実現するための支援」(重点目標Ⅲ)

多様な働き方についての議論の活発化や子育て支援に加えて、個別目標として介護支援策の検討等が新たに入りました(⑤)。

(4) 「性別等を理由とする差別的取扱い及びセクシュアル・ハラスメントなどの防止」(重点目標Ⅳ)

性的マイノリティに対する差別やハラスメント防止を含め会員への研修の充実、セクハラ相談体制の一層の周知・改善等に更に取り組むことを定めました(①、②)。

(5) 「女性会員の業務・キャリア形成のサポート」(重点目標Ⅴ)

ロールモデルの活躍事例の紹介等を通じて女性会員のキャリア形成を支援することを個別目標としました(②)。インハウス弁護士(組織内弁護士、以下「インハウス」という)の増加など、女性弁護士のキャリア形成の道が多様化しており、様々なロールモデルの紹介が有意義であるとの意見が寄せられたことによります。

3 弁護士が「魅力ある職業」であり続けるために

第三次基本計画の実現は、弁護士という職業に対する市民からの信頼を一層高めるものです。2026年度末までの5年間で多くの目標が達成できるように、会員の皆様に男女共同参画の理念の共有、計画実現のための議論への積極的な参加とできる限りの実践をお願いいたします。

第三次男女共同参画基本計画の詳細は、こちらからもご覧いただけます。

<https://www.toben.or.jp/known/iinkai/danjokyoudou/>



第三次東京弁護士会男女共同参画基本計画（2022年4月～）

大目標	
ジェンダーバイアスを排除し、多様な価値観を尊重する持続可能性のある弁護士会を実現することにより、弁護士・弁護士会及び司法への市民の信頼を高める	
横断的課題	課題ごとの行動計画
① 男女共同参画の理念の共有化を推進する。	・当会主催イベントや研修等におけるジェンダーバランスへの配慮と、当会における広報の方法・内容におけるジェンダーバイアスの排除に関するガイドラインの策定を検討し実現する。 ・ホームページやリブラ等を通じた広報活動の継続。 ・広報パンフレットの改訂・活用。 ・総会での年度ごとの基本計画の達成状況の開示と問題提起。 ・弁護士研修、弁護士職員研修、司法修習生研修、弁護士会が実施する法律事務職員研修等の機会の活用。
② 会員等のニーズ・意見を把握する。	・毎年1回以上理事者は会員から男女共同参画に関する意見を聴く会を開催する。 ・当会の会員サイトにオンラインによる男女共同参画に関する「ご意見箱」を設置し、会員からの意見を収集する。 ・必要に応じてテーマに応じたウェブによる会員へのアンケート調査を実施する。 ・弁護士会職員の男女共同参画の状況に関する把握と課題の検討を行う。
③ ②を受け、課題実現に向けての方策の立案と実行をする。	・男女共同参画推進本部体制の更なる体制の強化。 ・方策の立案・実現に向けての委員会相互の連携の強化。

重点目標(今後5年をめどに)	
[Ⅰ]会の政策決定過程への女性会員の参加の推進	
個別目標	個別目標ごとの行動計画
① 女性法曹を増やす取り組みを促進するとともに、当会における女性会員の割合の増加をめざす。	・日弁連等と連携して、女子学生等への弁護士の仕事やり甲斐に関する情報提供や広報などを通じて、女性法曹を増やす取り組みを進める。 ・多様な働き方の支援を通じて女性弁護士の離職を防ぐ。
② 理事者（会長、副会長）に毎年2人以上女性会員が含まれるようにする。	・理事者の職務の更なる合理化・軽減化を検討・実施する。 ・理事者会のオンライン開催及び決裁の電子化を可能とすることをさらに充実させる。 ・理事者の役割や職務の魅力を発信することなどに取り組む。 ・上記改善策によっても安定的・継続的な女性理事者の就任が困難であれば、積極的改善措置導入の検討も行う。
③ 東弁輩出日弁連理事に毎年2名以上の女性会員が含まれるようにする。	・会員と連携し、日弁連女性理事輩出のために尽力するとともに、女性日弁連理事から男女共同参画に関するテーマにつき理事会の状況の報告を受けるなどの方法で、当会の施策に生かす。
④ 常議員に占める女性会員の割合を30%にすることをめざす。	・当面は25%を目標とし、常議員候補選出にあたり、引き続き会員に協力を呼びかける。
⑤ すべての委員会の正副委員長のうち1人以上を女性会員とし、さらに複数化をめざす。	・各委員会の正副委員長選任にあたり、引き続き各委員会に特段の配慮を要請する。
⑥ 制度上やむを得ない場合を除きすべての委員会男女共同参画推進担当委員を1名以上選任する。	・年に1度、男女共同参画推進本部と担当委員の懇談会をもうけることにより、横断的に委員会の男女共同参画の状況や課題を共有し、意見交換をすることで課題の解決を実現する。
⑦ 委員会の委員のうち女性会員の割合が30%程度となることをめざす。	・当面は25%を目標とし、女性会員の負担とのバランスを考慮しつつ、委員会の多様性確保のため、引き続き目標達成に向けて会員に協力を呼びかける。
⑧ 会務活動のスマート化（場所的拘束性の緩和等）を推進する。	・総会のオンライン開催、オンライン参加について検討する。 ・常議員会のオンライン開催、オンライン参加について検討する。 ・委員会、部会、PTなどのオンライン開催を更に進める。 ・弁護士会館のWiFi環境整備及びオンライン参加者と会館での参加者の意思疎通を円滑にするための諸設備を整えるなど、会議のオンライン化（ハイブリッド型を含む）のための環境整備に努める。 ・委員会資料のペーパーレス化・アーカイブ化をさらに推進することを検討する。 ・弁護士会から会員への連絡・資料送付のオンライン化を更に推進することを検討する。 ・委員会、部会、PTなどの進行を合理化することによって、時間を短縮し、参加しやすい時間帯での開催などの方法をすすめる。
[Ⅱ]会員の業務における性別及び性差による障害の解消と職域の拡大	
個別目標	個別目標ごとの行動計画
① 外部団体等に派遣する会員及び政府や自治体等の外部組織の委員として当会が推薦する会員の合計に占める女性会員の割合が30%となることをめざす。	・外部団体等への委員推薦の女性会員の割合のモニタリングを継続するとともに、委員の種別等毎に実状を検証し、より適正な選任方法があるか等を検討することによって、更に女性会員への推薦の門戸を広げる方法を検討する。
② ライフイベントによって弁護士としてのキャリアが分断されないように可能な限り制度を整える。	・日弁連と連携して、選択的夫婦別姓制度実現への取組みを進める。 ・職務上の氏名の使用に関する会員への情報提供と不都合の解消のための日弁連の取組みをバックアップするとともに、当会としても状況に応じて実情の調査を行い、取組みを行う。 ・2013年日弁連会則改正前に登録抹消後再登録した者の、当初登録番号の利用について、日弁連との連携を検討する。
③ 女性会員の業務拡大に向けた方策の検討を行ない、業務分野の開発をはかる。	・男女間の業務分野の偏在の有無及び実態について把握に努め、女性会員の活躍の場を質・量ともに広げる。 ・会員及び企業・市民向けのシンポジウム・セミナーを開催する。 ・他士業との連携の機会を提供する。 ・活躍する会員の講演会開催等を通じて業務拡大の方策等に関する情報提供を行う。 ・女性社外役員候補者名簿提供事業を推進し、同名簿の更なる充実と周知を図る。

〔Ⅲ〕会員がワーク・ライフ・バランスを実現するための支援

個別目標		個別目標ごとの行動計画
①	多様な働き方についての議論を活発化させ、会員のワークライフバランスの実現を支援する。	・会員がライフステージごとに多様な働き方を行うことや、持続可能な働き方を妨げる長時間労働の防止、ワークライフバランスの実現（子育て、不妊治療、介護その他個人の生活との両立支援）、それぞれのライフプラン実現に役立つ社会保険制度等に関し、会員全体への啓発活動を行なう。 ・民間企業や地方自治体等で働く弁護士など、様々な働き方を実践する弁護士が、会務活動に参画しやすくなる方策を検討する。 ・「ワークライフバランスガイドライン」「弁護士採用適正化ガイドライン」など、理事者会で承認された指針等を遵守した事務所の可視化制度の設計を検討する。
②	業務のスマート化（場所的拘束性の緩和等）を推進する。	・会館内に会員がウェブ会議を実施できる個室ブースを複数設置することを検討する。 ・関連委員会と連携し、オンライン研修の更なるライブラリ化を推進し、夜間に限らず受講できる仕組みの構築を進める。 ・会発行の証明書、弁護士会照会のオンライン申請の実現を推進するとともに、送付先を登録事務所又は登録住所から選べるようにするよう取組む。 ・事件の特性や市民のニーズに配慮し、法律相談センター、弁護士紹介センター、ADR等のオンライン相談利用を可能とする条件整備について検討する。
③	業務のスマート化推進のため、他機関への働きかけを行う。	・市民のニーズに配慮した、家事事件の特性に合致するIT化の実現を日弁連と連携して裁判所に働きかける。 ・法テラス業務に関する書類の記載の簡素化・オンライン申請を可能にするなどの負担軽減を法テラスに働きかけることを検討する。
④	会員の子育て支援等に更に取り組む。	・会員が研修、会務、業務等の際に一時保育サービスが受けられる制度を利用しやすいものにするよう更に検討し、充実させる。 ・会員がベビーシッターや病児保育事業者を利用しやすくなるための方策（情報提供、費用援助等）を検討し、可能な範囲で実現する。 ・会員が産休・育休中の復代理・複数受任を可能にする弁護士の紹介制度のあり方などについて検討する。 ・育児による会費免除期間の延長について検討し、会の財政状況に配慮しつつ、可能な範囲で実現をめざす。
⑤	会員の介護支援策を検討し、具体化することをめざす。	・日弁連が実施した介護に関するアンケートの回答結果を分析し、具体的な方策を検討し、弁護士会として可能な範囲で実現する。
⑥	既存の支援制度についての情報提供を効果的なものに拡充する。	・「子育て便利帳」などの広報パンフレットや東弁ウェブサイトを含む多様な広報媒体の活用を通じ、必要としている会員に効率よく情報が届くよう、よりきめ細かい情報提供をはかる。

〔Ⅳ〕性別等を理由とする差別的取扱い及びセクシュアル・ハラスメントなどの防止

個別目標		個別目標ごとの行動計画
①	修習期間中、事務所採用時及び採用後の性別等を理由とする差別をなくす。	・性的少数者に対するものも含め、会員向けにセクハラ等防止研修内容の充実（研修の義務化・頻度の増加、実施方式や内容のさらなる充実とその実施に必要な現状よりも長い時間の確保等）の実現をめざす。 ・研修内容の実効化のため、定期的にモニタリングを実施し、研修を担当する委員会等と意見交換を行う。 ・関連法規の改正がなされた場合、それを職員を含む弁護士会内にも反映させ、かつ、会員に随時周知するよう努める。 ・会員向けにジェンダーバイアス、アンコンシャスバイアスに関する研修を行う。 ・会員のセクハラ等の被害の実態状況を把握するための方法を検討する。 ・「ワークライフバランスガイドライン」「弁護士採用適正化ガイドライン」を就職説明会等で配布するなどの広報活動を行う。
②	性別等を理由とする差別的取扱いやセクシュアル・ハラスメントを防止・救済するため、実効性ある体制を作る。	・弁護士会を経由することなく、外部カウンセラーへの相談や相談担当弁護士への直接相談ができることを会員に広く周知する。 ・外部カウンセラーや相談担当弁護士との意見交換の実施、利用者アンケートの実施などを通じて、相談体制及び相談手続並びに相談実績・内容を定期的に確認・検討し、体制や手続の実効性について点検しながら随時改善する。

〔Ⅴ〕女性会員の業務・キャリア形成のサポート

個別目標		個別目標ごとの行動計画
①	女性会員の悩みや相談事の共有や解決方法についての情報交換に資するよう、女性会員のネットワーク作りをすすめる。	・オンラインでの開催を含め、女性理事者、ベテラン、中堅・若手等、様々な女性会員が交流できる場を設ける。 ・オンラインでのイベント開催や、文章化した多様な体験談の共有など、対面でのイベントに限定せず、ネットワーク作りの場の提供や情報提供を実施する。 ・インハウス弁護士等多様な働き方をする弁護士を含めたネットワークづくりを支援する。 ・女性会員同士のネットワークの一助となるよう、既存の女性MLを活用し、やり取りを充実させる。
②	ロールモデルの活躍事例の紹介やセミナー開催等を通じて、女性会員のキャリア形成を支援する。	・インハウス、大規模事務所パートナー、小規模事務所経営者等様々な業務スタイルの弁護士を講師として、若手会員を対象とする交流会等を開催する。
③	女性会員室を含む会館諸設備を、さらに利用しやすくすることを検討する。	・アンケート、ご意見箱等により利用者の要望を把握し、さらなる改善（備品の充実等を含む）を図ることを検討し、その都度広報する。

座談会

2021年12月28日開催

東弁の男女共同参画のこれから
～コロナ禍がもたらしたもの～

弁護士会での男女共同参画は、司法分野での女性活躍という問題だけではなく、社会の中での男女平等の実現のためにも重要であることは言うまでもない。第二次男女共同参画基本計画策定から5年が経過したが、現在でも弁護士の中での女性の割合は19%程度であり、裁判官及び検察官より少なく、男性弁護士と女性弁護士の所得格差も大きい状態が続いている。弁護士会での女性役員等の増員も急務と言えるが、コロナ禍により、リモートワークが急激に進んだことで、会務及び業務でそのメリットを弁護士の男女共同参画に生かすことができるのか、この5年間の歩みとコロナ禍以降の業務及び会務の変化について座談会を開催した。

構成：男女共同参画推進本部 委員 坂野 維子、野坂 真理子、石井 悦子



座談会出席者

(写真左から・敬称略)

中井 陽子
野坂 真理子
石井 悦子
太田 治夫
水谷 江利
芹澤 眞澄
鈴木 健二

* 各出席者のプロフィールは
8頁以降に掲載

(1) 所属事務所の概要・立場
(2) これまでの経歴等

* 座談会内の肩書は開催日
現在のもの

1 第三次基本計画とは

野坂：まず、第三次男女共同参画基本計画を策定することになった経緯を教えてください。

太田：当会では、2011年に第一次、2016年には第二次基本計画を策定して、男女共同参画推進の取り組みを進めてきましたが、司法の分野においても当会においても、男女共同参画は十分に達成されているとは言えません。「202030」という目標*1に照らしても司法の分野における女性割合は30%に至っておらず、当会ではようやく20%に達しましたが、まだまだです。弁護士会は、女性が経験する差別や人権侵害について十分に理解した上で、会内の政策決

定や組織の運営に女性の視点を反映することが必要で、取り組むべき課題が多く、今回の第三次基本計画を策定することになりました。

野坂：第三次基本計画は前回の第二次基本計画とは、主にどのような違いがありますか。

芹澤：2020年からのコロナ禍により、委員会へのウェブ参加が飛躍的に進みました。世の中もリモートワークの流れになっている中、弁護士会の活動も、DX*2の観点から場所に拘束されずに会務を行っていくという点が、大きなポイントの一つだと思います。第三次基本計画の重点目標Ⅰ⑧の会務活動のスマート化、場所的拘束性の緩和等を推進するという部分です。

*1：日本政府が定めた社会のあらゆる分野において、2020年までに指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30%程度とする目標のこと

*2：進化したデジタル技術を浸透させることで人々の生活をより良いものへと変革すること



重点目標Ⅰには、当会も日弁連と連携して、女性の法曹の増加に取り組むことを入れました。市民のニーズに応えるためには女性弁護士の割合が20%では低すぎます。また、意思決定過程への女性会員の参加推進に関する数値目標を25%から30%とし、理事者内の女性会員の人数は、第二次基本計画では毎年1人以上が目標でしたが、2人以上とすると変更しました。理事者の職務の更なる合理化等の環境整備とセットで考えていくべきでしょう。日弁連の意思決定過程における多様性の確保のため、当会選出の日弁連の理事に毎年2人以上の女性会員が含まれるようにするという目標も新たに定めています。

野坂：確かに、女性弁護士が増えなければ、理事者の女性も増えませんよね。ほかの重点目標はいかがでしょう。

芹澤：重点目標Ⅱでは、「ライフイベントによって弁護士としてのキャリアが分断されないように可能な限り制度を整える」を個別目標のひとつとしました。その中の行動計画には、選択的夫婦別姓制度の実現が入っています。

重点目標Ⅲでは、昨今の裁判のIT化の動きを踏まえ、業務のスマート化を新たに個別目標にしています。また、「会員の介護支援策を検討し、具体化することをめざす」ことも新たな目標に設定しました。

重点目標Ⅳでは、セクハラ研修の充実と相談制度の周知に加え、性的少数者に対する差別の防止等も内容としています。

重点目標Ⅴについては、インハウスの女性弁護士の増加という状況も踏まえ、「女性弁護士カフェ」のような様々な業務スタイルの弁護士を講師として若手会員を対象とする交流会をウェブによる方法も

含めて開催したり、記事等でロールモデルを提供するなどの取り組みも取り上げています。

野坂：第三次基本計画の大目標や横断的課題も目新しいものになっていますが、どのような思いが込められていますか。

太田：第二次基本計画の大目標は、「性別にかかわらず、個性と能力を発揮できる弁護士会を実現する」でした。今回の大目標は、「ジェンダーバイアスを排除し、多様な価値観を尊重する持続可能性のある弁護士会を実現することにより、弁護士・弁護士会及び司法への市民の信頼を高める」です。前段については、男女という概念に囚われず多様な価値観を尊重すること、そして、それが持続可能性のある弁護士会を実現するために必要だということを考えていく必要があるということです。後段は、弁護士や弁護士会、司法が社会から信頼を得るためには、多様な価値観を尊重する弁護士によって弁護士会や司法が成り立っているという前提が不可欠ということです。これらの認識を大目標として定めたことが大きな特徴だと思います。

また、横断的課題①の中に、「男女共同参画の理念の共有化を推進する」というのが加わりました。改めて何のために男女共同参画を進めていくべきなのか、会員皆が共通認識を持った上で、これからの5年間、男女共同参画の推進に向けて取り組みましようという趣旨です。

2 働き方の多様化と弁護士会

野坂：第三次基本計画の中で、女性会員の業務キャリア形成のサポートという重点目標において、インハウス等の多様な働き方をする弁護士を含めたネットワーク作りを支援するという項目もあります。イン



2021年度男女共同参画推進本部 本部長代行

太田 治夫 (37 期)

- (1) 弁護士 22 人の共同事務所（経費共同型）のパートナー
- (2) 当本部立ち上げ時（2008 年度）の副会長。現在は東京都弁護士協同組合理事長も兼ねる。

ハウスと法律事務所の勤務弁護士の両方を経験するような弁護士としての幅広いキャリアパスの形成や、インハウスが会務に参加しやすくなる支援策は会員の関心が特に高いのではないかと思いますので、いかがでしょうか。

中井：インハウスの会員は、特に会社の方から、当然、勤務時間中は業務に専念するというような制約がある中、会務活動にどうやって取り組んでもらうのかという点が、重要な課題と思っています。従来、当会でも、法律事務所に所属する会員がほとんどだったのが、現在、約1割の会員がインハウスと把握しています。その中で、ウェブ化によって、インハウスの会員がかなり会務活動に参加しやすくなったと聞きました。

野坂：元インハウスの石井委員、インハウスの会務活動についてどうお考えですか。

石井：ウェブでの会務参加という点で恩恵を受ける会員が多いと推測します。会務参加には、会社の上の人の理解が重要ですから、法務の担当役員・法務部門長等の役職に、弁護士、特に女性が増えると、昼間の会務参加についても会社の理解が得やすいのではないかと感じます。特に法務部門・知財部門では、業界団体の勉強会に他社との顔合わせも兼ねて業務時間内で出席することが通例でした。例えば、薬剤師（薬機法17条参照）と同様に、法務関連部門の責任者は原則として弁護士という規定を置くところまで進むと、弁護士会の会務について、会社の業務にもメリットがあると理解を得られるのではないかと感じました。

野坂：中井副会長、インハウスと法律事務所勤務弁護士の両方の経験を含むキャリアパスという観点では、特筆すべきことはありますか。

中井：一例ですが、弁護士業務改革委員会の中にイン

ハウス部会があります。そこではインハウスの会員も多いのですが、一般の法律事務所所属の会員もいて交流を図っていると聞きますので、そういった活動が広まってくると、横断的キャリアパス形成もやりやすくなると思いますし、インハウスの多い委員会等でそういう取り組みをしていくと、同様に交流が進むと思います。

3 なぜ30%が必要なのか

野坂：第三次基本計画を策定する中で、特に議論があった部分があれば教えてください。

太田：第二次に続き、数値目標を若干上げた点です。会の政策決定過程への女性会員の参加の推進のところで、常議員及び委員会委員の女性割合30%程度をめざすと表現しました。30%は、女性会員割合からして過大な要求ではないか、女性会員に負担を多く強いるものではないかという意見が男女を問わずありました。ただ、臨界点・クリティカルマスなどともいわれますが、組織の中で、一定のグループが発言力をもつようになる目安として30%を超える必要があるという考えから、それをめざしましょうということで個別目標になりました。現実的には、当会の女性会員割合はようやく20%に達した程度です。しかし、細かく見ていくと、委員会等で活動する世代、特に比較的最近登録された会員の割合等を踏まえると、25%を当面の目標とするのは決して難しいことではないと考え、行動計画は、当面の目標を25%にしました。勿論、単に数値目標だけが一人歩きするのではなく、実質的な参加が必要です。参加しやすい環境整備や、意見を述べる機会を工夫して設けなければいけないので、ウェブ会議化等の手法を使うことが不可欠です。



2021年度男女共同参画推進本部 事務局長

芹澤 眞澄 (43 期)

- (1) 弁護士 1 人の事務所の経営者。弁護士 7 人の事務所のパートナーから現在の事務所に移籍、2017 年より代表弁護士、2020 年より単独経営
 (2) 第二次男女共同参画基本計画策定時（2016 年度）副会長、2017 年度より 2021 年度まで男女共同参画推進本部事務局長

鈴木：やはり、計画作成の際、一番議論されたのは数値目標で、30%という数値は色々な委員会から難しいという意見が出ました。男性ばかりの委員会もあり、女性の正副委員長を出すのすら大変なところに女性委員を30%にしろと言われても、という感じだと思います。しかも、入りたいと言ってくれる女性会員がいないと、その委員会に女性は入らないわけですから、それは無理だ、というのはもっともだなと思いました。そこで、私としては、そのような現実を踏まえると、委員会全体の委員数における女性委員数が30%いけば、それはそれで一つの目標達成なんじゃないだろうかっていう意見を本部で言いました。

中井：数値目標に関しては、確かに、意見照会の際に異論もあったところですよ。これに対しては、私も逆に異論があって、これまでも数値目標があったからこそ少しずつでも色々なことが改善してきたと感じています。やはり何か目標がないと、そこに向かっていくことはできないと思うので、数値目標は大事だと思っています。なぜ女性委員が少ないのかということは、各委員会で考えていただき、そこを顧みることが、まさに、この数値目標の意義でもあると思います。そういう意味で、今回、数値目標が明記されたのは、本当に良かったなと感じています。

鈴木：各委員会における女性の正副委員長の数値目標は、本当に第二次基本計画から事あるごとに言った結果、ほぼ達成しましたもんね。

芹澤：そうですね。8割に迫ろうとしています。

鈴木：(各委員会に女性正副委員長を) 3人に1人ぐらいは入れましょうというのは、そんなに無理な目標じゃないですけど、やはり、女性の会員には負担をかけちゃってると思う委員会も多くて。

中井：女性会員含め、この状況を改善していくには、自らが立ち上がらなきゃいけないという気持ちを持ってやっていただけたらなと思っています。

4 ウェブの特長を生かすには

野坂：現状の女性会員の割合よりも高い数値目標になると、環境の整備も必要になってくると思うのですが、職務の合理化や委員会のウェブ参加などと一緒に進めていくイメージですか。

中井：そうですね。何度も言うようですがコロナ禍もあって、会議のウェブ化なんかとてもできないと思ったところが、誰もがウェブ会議に参加できるという数年前には考えられなかった時代になりました。今後コロナ禍が収まっていく中で、リアル会議も大事ですが、ウェブ会議を継続できるかどうかは、すごく大事なことでと考えています。したがって、これからも当会としては、ウェブ会議を進めて、維持、発展させていくことが大事だと感じています。

芹澤：効率的な委員会の運営も大事だと思います。ポイントを絞った進行、議事運営方法や進行役のスキルも、会員の側が努力して深めて行く必要があります。

太田：そうですね。委員会の時間は大体どこも2時間ぐらい取ってありますけど、本来、1時間半で何とか収められるのではと思います。

議事の進行にメリハリをつけて、報告事項は簡単に、本当に議論すべきところは議論するというようにすれば、もっと負担も軽くなりますね。ウェブ会議でも時間を取られるのは負担だと感じる会員も多いと思います。そうした会議の中身の問題も検討していただければと考えています。

中井：時間の問題の改善は、女性会員だけでなく、



男女共同参画推進本部 事務局次長

鈴木 健二 (50 期)

- (1) 弁護士 3 人 (10 期代, 40 期代) の共同経営 (登録以来同じ事務所)
- (2) 監事, 図書館嘱託を経験し, 現在は複数の委員会に所属しており, 業務時間における会務活動の占める割合が多め。

全ての会員に共通するメリットがあると思うんですね。太田委員が仰ったように, お互いの時間を大切にするという心掛けが, すごく大事ですよ。

芹澤: ウェブとリアルだと, やはりリアルの良さもあるんですね, 人間関係を築くという。

そうすると, ウェブの推進だけでいいのかという問題もあって, それもコロナ禍が収束していく中で考えていかなきゃいけないと。だから, 例えば, 第何回目はリアル開催という形で決めるなど, リアルに会える機会を持つことも大事という気がするんですね。会員相互の理解だとか, 連帯感とか, 会内民主主義の充実とか, 偉そうなことに聞こえますけど (笑)。要するに, 色々な意味で, リアルとウェブのバランスを, 今後, 考えていかなきゃいけないですよ。

水谷: 会務とウェブについてはメリット, デメリット両方あって, メリットも沢山あるのですが, 実は芹澤委員が仰ったように, 委員会活動で人的関係を築くという点が, すごく大きかったと感じています。私もインハウスから, いわゆる弁護士業に戻ってくるときに, 委員会はすごく橋渡しになったのですが, じゃあ, それが果たしてウェブでできたのかと振り返ると 10 年前の話ですが, ちょっと懐疑的です。そうすると, 運営の点で思うことは, 大きな会合については, 運営側, いわゆる正副にあたる委員は, 基本的には来場型にして, そうじゃない人はウェブでもいいよと, ハイブリッド*3 という形にする。もちろん, 正副でも, 差し支えがある場合はウェブでも良いというようにすると, 運営としては円滑に進むと思います。あと, 部会や PT は, 相当程度関係が深まるまでは顔が見える関係で進めないと, なかなか深度を

測りづらいので, 運営の仕方を工夫してハイブリッドも含め, 緩急のつけ方が大事ではないかと僭越ながら思っています。

野坂: 今回の第三次基本計画では, 理事者のクオータ制*4 については定められませんでした, どのような議論がありましたか。

太田: 第二次基本計画では, 理事者に毎年少なくとも 1 名以上, 女性会員が含まれるようにするという個別目標があって, 諸施策を講じても安定的, 継続的に女性理事者の就任が困難であれば, ポジティブアクション, クオータ制導入を含む検討を行うと行動計画に明記されていました。この個別目標を 5 年間掲げたところ, 2015 年度以降は女性理事者が継続して就任しました。この実績の中で, 2020 年度に「女性副会長クオータ制導入に関するワーキンググループ」が設置され議論が行われましたが, そのワーキンググループでは, 副会長の定員は 6 人のままで, 向こう 5 年間は, 2 人以上の女性理事者が選出されることをめざすとの結論になりました。そこでの議論では, クオータ制導入に賛成する意見は多数を占めませんでした。これは会員の協力のもとで女性理事者が継続して就任しており, 特にこの 5 年間のうち 3 年間は, 理事者のうち 2 人が女性だったこと, また, クオータ制そのものが持つマイナス部分も考えるべきだという意見, つまり, 平等原則とか民主主義原理, それと劣位化という難しい議論があり, 単純に言えば, 同じ役職者の中で違った方法で選出された者が劣位に見られるという議論だと考えてもらえばいいです。これらのマイナスを考えると, 現時点で直ちに導入する必要性が認められないという結論でした。6 人のうち毎年 2 人以上というのは,

*3: ここでは, ウェブとリアルでの参加を組み合わせた会議開催方式のこと

*4: 格差は正のために少数者 (本稿では主に女性) に一定の (定員の) 割り当てを行うこと



2021年度副会長
中井 陽子 (54 期)

- (1) 弁護士 2 名の事務所の代表弁護士
- (2) 2021 年度副会長 (男女共同参画推進本部担当), 2007 年～2011 年調査室
嘱託

厳しい目標だと思います。行動計画では、これを5年の間に諸施策を通じて実現しようとしています。それが困難なら積極的改善措置導入の検討も行うとありますので、決してクォータ制についての検討はもう一切しないということではありません。

芹澤：本当に（女性理事者を増やすには）職務の合理化という環境整備が大事でしょうね。

中井：2021年度は、まず一つ大きなところで、当会は電子決裁を導入しました。これは実際、理事者として経験しないとイメージしづらいと思うのですが、今までは稟議書を紙で上げていまして。1日に、20～40件程度あるんですが、一部を除きすべて電子決裁にしました。それによって、事務所でも決裁できるようになったので、決裁に要する時間が相当短縮されましたし、並行して理事者は、週1回のテレワークを導入しましたので、弁護士業務との両立が少ししやすくなったと感じています。

芹澤：例えば委員会への出席が、事務所からということもありますか。

中井：はい。あります。そういう意味では、ウェブで委員会を行うことは、実は理事者にとってもメリットがあるということになります。

野坂：それなら、積極的に理事者になろうと思う弁護士も増えてくる可能性がありますよね。

中井：そうですね。以前より、そのような負担感が減っている部分もあると思います。

5 業務のスマート化って？

野坂：最近の特徴である業務、会務のスマート化についてさらに詳しく伺いたいと思います。

鈴木：ここで言うスマート化というのは、IT用語で、情報通信技術を活用して、場所や時間に拘束され

ない柔軟な働き方を意味するスマートワークからきているというのが、個人的な認識です。

幸か不幸か、コロナ禍で一気にスマート化は進んだと思います。会務のスマート化は、基本的には弁護士会の活動である総会、常議員会、委員会活動等々におけるスマート化を指しますが、会主催の研修等は業務の部分もありますし、業務に必要な各種申請関係の6階での窓口業務も、一種、会務のスマート化でもあり、業務のスマート化でもあるのかなと。

業務のスマート化は、事務所における記録の電子化とか、所属弁護士のスケジュール管理を一元化するとか、テレワークを進めるなどが考えられます。具体的な業務のスマート化については『自由と正義』2021年10月号の「～中小規模事務所のための～弁護士のテレワーク」やその執筆者である高橋喜一弁護士（第二東京弁護士会）の動画とかを見るとわかりやすいです。それによると業務のスマート化が進みやすい事務所って、トップの弁護士がITに強くてトップダウンで進められる事務所と感じました。

実際、私の所属事務所のように共同経営の事務所、しかも期のバランスがばらばらだと、上の期はスマート化とは何かというところから始まって、ウェブ会議もPC操作の問題があり、業務のスマート化はなかなか難しい。なので、私は、「会務のスマート化」についての関心が強く、理事者にも窓口の電子決済やウェブ申請を提案しましたがなかなか進みません。唯一進んだのは委員会のウェブ開催ですが、介護・育児中の会員、多摩支部の会員などにはメリットがあったと思います。弁護士全般に言えることですが、移動時間がかかると非常にロスな訳です。スマート化によって、移動を伴う業務はかなり改善できていると思っています。だから、ワーク・ライフ・



男女共同参画推進本部 委員

石井 悦子 (60 期)

- (1) 弁護士 2 名の事務所 (家族経営) 経費負担なし
- (2) インハウスを経て現職

バランスの実現のためにもスマート化は非常に重要なことと考えています。

野坂：ありがとうございます。水谷委員は、業務のスマート化で実施されていることはありますか。

水谷：うちは小さな事務所ですので、ごく一般的なことですが、まず、依頼者との打ち合わせを Zoom 等でできるようにしたところと、fax の送受信ですね。実は受信しかウェブ化をしていなくて、送信ができないところが問題でした。セキュリティとの戦いになりますけれども、届いた fax と郵便物もスキャンして取り込んでストレージに入れています。あとは、各自の案件を一覧にしてスプレッドシート*5 管理にして進捗等を皆で追えるようにしました。

野坂：業務効率の面ではどうでしょう。

水谷：うちのような郊外にある事務所は、移動だけで時間を取られますので、ウェブ化なしには立ち行かないと思います。事務局への指示もタイムリーになり、格段に業務効率が上がったと思います。一方、ただ一つ遅れているのが fax 送信の部分で、これも電子化すると、ある程度の費用がかかるんですね。今までは、所長である私が事務所に出て、休日でも fax することがありました。年明けには送受信のセット機を入れるので fax 送受信がメールでできるようになる予定です。

野坂：デメリットはありますか。

水谷：二つデメリットを感じています。一つは事務局側の話で、電子化のためには郵便を開封する人と書類をスキャンする人が必要ですので、事務局の完全なリモート化はほぼ不可能だし、電子化すればするほど、単純にスキャンやファイル整理のためのマンパワーが取られ、事務局の負荷は下がらないことが

一つの大きな問題だと思います。一方で、弁護士は、自宅でも移動先でも仕事ができるようにしましたが、そうすると、勤務弁護士は、土日作業している人が増えてきたのも事実です。もちろん、平日は早く帰れるからいいというのであれば良いのですが、常日頃、仕事に追われているという感覚が、特に勤務弁護士にとって精神的に追い詰められる結果にならないかというのは今後改善が必要な大きなデメリットだと思っています。

鈴木：電話の転送などは考えていますか。

水谷：電話の転送は、各自が業務用携帯を利用して事務所の電話に対応できる状況になっています。

野坂：私の事務所でも Box というクラウドストレージを利用して、さらに経理上のデータを含む案件管理システムが Box と連携しています。各弁護士はどこからでも Box にアクセスして必要なデータを見ることができますので、どこでも事務所とほぼ同じように仕事ができる環境になっています。

石井：そのほかはいかがでしょうか。

野坂：判例検索システムも自宅から使えますし、弁護士によっては、書籍もネット上のサブスクリプション型の閲覧サービスも活用して、自宅でも事務所と変わらない環境を作っていますが、水谷委員も仰ったとおり、郵送物は、事務局が事務所でスキャンして弁護士に転送するなどの負担があります。ただ、私の事務所では事務局一人一人にパソコンを貸与して自宅で作業ができるようにしており、事務所にいなければできない作業は、例えば、事務局の半数の人数で対応し、あとは自宅でも作業してもらえるようにするなどして、緊急事態宣言下は半数の事務局の出勤で回せるように工夫しました。結果的に、お子

* 5 : Google 社が提供する表計算ソフトのこと



男女共同参画推進本部 委員

水谷 江利 (62 期)

- (1) 弁護士 3 名の法律事務所 (2022 年 1 月より弁護士法人) の所長弁護士
 (2) インハウス、勤務弁護士を経て 2015 年から東京郊外で独立

さんが病気などの際にも自宅で執務してもらえるような環境が整いました。

野坂：企業ではいかがでしたか。

石井：法務部門の範囲で、地震等の災害時の業務継続のため紙媒体の稟議書等も含めウェブ化を試行しました。部内希望者に基本的な機器を準備し、部員に紙媒体の PDF 化、格納、検索用 Excel 作成依頼、業務フロー作成、評価等をし、費用や稟議の手続等を進め、部員の協力を得てウェブ業務を試行し、意外にうまくいくことが検証できました。メリットは、心理的に安心して仕事ができることです。会社の雑多な業務や電話に中断されず集中できると、同じ時間を同じ場所で過ごさなくても情報が共有できるメリットを強く感じました。個人的には、朝の生産的な時間を通勤せず業務に使い、家族に行ってらっしゃい、お帰りなさいと言えるようになったことがメリットです。デメリットとすると、社風の問題でテレワークへの風当たりが結構あったところ

野坂：ほかはいかがですか。

中井：私の事務所では、最近クラウド電話を導入しました。音声なども問題なく、最大のメリットは、外線スマホで受け、受けたものをほかの弁護士のスマホにつなぐこともでき、外線番号で依頼者にもかけられるため、携帯番号を知らせずに外線電話の番号で連絡が取れ、非常に便利です。当事務所では fax は、受信した時点で PDF 化され、若干、事務局の省力化もできました。

芹澤：依頼者の中にも、法律事務所での打ち合わせに移動時間がかかり負担だという方も結構いらっしゃり、ウェブでの打ち合わせは好意的に受けとめられていると感じています。子育て中の方、企業の方にも歓迎されることがありますね。表情を見なが

ら、時には画面共有しながら打合わせができ、事案によりますが業務効率が良く、喜ばれると感じています。

6 会務のスマート化はどう実現する？

野坂：ありがとうございます。では次に、会務のスマート化について、2021 年度に理事者が取り組んだことを教えてください。

中井：先ほどお話ししましたとおり、理事者業務の負担軽減のため、電子決裁を導入して、週 1 回のテレワークを推進しています。また、常議員会については多摩支部とウェブで繋いで実施しています。一番大きな問題点は、入会審査の際、機微な個人情報の資料は机上配付せざるを得ず、すべての常議員会のウェブ化は現時点では難しいです。ただし、多摩地域に事務所や住所がある会員については、多摩支部会館から常議員会に出席でき、時間的、場所的拘束は少し緩和されました。会館の電波状況の問題は、現在の Wi-Fi 環境を維持しつつ、当会独自の Wi-Fi を導入することが決まり、現在その手続き中です。

鈴木：当会独自の Wi-Fi の範囲はどうなりますか。

中井：当会の専有部分とクレオなどでも使えるようにしたので、2 階～8 階を予定しています。

野坂：会務のスマート化について、鈴木委員はいかがですか。

鈴木：主に委員会活動で、今後の会議の開催方法が問題になってくるのではないのでしょうか。リアルとウェブそれぞれを好む会員のご要望も非常に強くて、悩ましいところですが、基本的に、ハイブリッドになると思います。そして、ウェブ利用促進のために各種ツールの使い方の研修を積極的に開催するのが



男女共同参画推進本部 委員

野坂 真理子 (60 期)

- (1) 弁護士 11 名の事務所のパートナー弁護士
- (2) 出産後、約 2 年間の育児休暇を経て復職

いいと考えています。ただ、ハイブリッドは機材や環境整備にお金がかかりますので完全ウェブの方が財務的メリットは大きいです。しかも、ハイブリッドだと、リアル参加者数が不明のため、どの程度の広さの会議室を押さえていいかわからず、事務局に負担がかかります。また、準備も複数のマイク、モニター、PC等を繋げて準備するだけで、15分～30分程度かかり、撤収もあると、2時間の会議で前後30分ぐらいかかるという問題もあります。一方で、先ほども話に出ましたが、正副ぐらいはリアルで話しながら進行できないと、なかなか難しいですね。男女共同参画推進本部は完全ウェブなので画面もマイクもオフにして「黙ってたら役割振られずに済むんじゃないか？」という誘惑に駆られてしまいますけど、リアルだとそうもできませんからね。この他、男女共同参画推進担当委員との懇談会では、雑談ができないのが辛いという意見も聞きました。そうすると、委員会が終わったあとに、ちょっと話ができるというリアルのいいところを残しつつも、無理な人はウェブで参加というハイブリッド方向かなという感じです。したがって、お金に関してはかかるのかなと…。

中井：そうですね。機材については、徐々に良くなっていますので、仰るとおり、完全リアルか完全ウェブのどちらかに統一したほうが、職員含めてのスマート化が可能になりますね。

鈴木：そうなんですけどね。委員会の人数次第かもしれませんが、それでもリアルのみ、ウェブのみってというのは厳しい気がしています。

ウェブのみとした場合のことに少し関係してくるのですが、例えばリアル参加の委員会の後、ウェブの委員会があるときや、期日の関係で東京地裁の後、横浜地裁でウェブ期日があるときなどに対応できる

よう個別ブースを導入したらいいと思います。

芹澤：個別ブースの設置は、重点目標Ⅲ②となっています。

野坂：今後、業務・会務のスマート化でやってみたいことはありますか。

鈴木：総会は、議事を見るだけの、株主総会の参加型方式であればできるのかなと。日弁連は、一応ネットで見られます。当会も多摩支部には中継していますよね。あとは、個々の会員の事務所や自宅から見られるようにするかですね。

7 慣れればできるスマート化

野坂：皆さんありがとうございます。総括として、太田委員に感想をお願いします。

太田：私個人のことを言うと、事務所は年齢層が高く、経費のみ共同でそれぞれ仕事をしている状況なので、なかなか足並みを揃えにくいですが、機器とかシステムの進化に伴って、あっという間に状況は変わってくと思います。個人的には、仕事関係では依頼者に引っ張られている感があり、依頼者から「Boxにデータ上げておきました」なんて言われると、「何のBox??」というレベルで四苦八苦しています。

一同：(笑)

太田：慣れれば変わっていくと思いますが、第三次基本計画の実現にとって、弁護士会も会員もそれぞれがスマート化を進めていくことが大事です。我々も、それに対応できるように取り組んでいきたいと思っています。気付いたことはどんどん声に出していき、行動計画を一つずつ実現させていくことができればと思っていますので、今後ともよろしくをお願いします。ありがとうございました。

野坂：本日はありがとうございました。

ダイバーシティ社会の中での弁護士業務 ～色々な働き方をしてみよう！～

昨今、弁護士を取り巻く環境が変化し、若手弁護士、特に女性弁護士がインハウスに転身する例が増えていると言われています*1。複数の職場で働いた経験を持つ50期代後半と60期代後半の弁護士5人が、自身の経験を踏まえ、弁護士のキャリアや弁護士会に期待することについて語りました。

参加者のプロフィール

A 弁護士

女性：50期代後半。
会社勤めを経験後、
弁護士。2つの事務所
を経て、現在は
10人強が所属する
事務所のパートナー。
会社勤めの配偶者と
子ども2人。

B 弁護士

男性：50期代後半。
10数年勤めた事務所
から独立し、現在は
一人事務所を営
営。

C 弁護士

男性：60期代後半。
小規模で専門性の
高いブティック事務所
から、企業法務
案件を幅広く扱う大
規模事務所へ移籍。
一般企業への出向
経験あり。

D 弁護士

女性：60期代後半。
一般民事系事務所
を経て、現在資源系
の企業でインハウス
2社目。子ども1人。

E 弁護士

女性：60期代後半。
ブティック事務所
で民事・家事系の事
件を中心に担当。流
通系の企業のインハ
ウスに転職し、現在
2人目の育休中。

弁護士としてのキャリアや、 独立・転職のきっかけについて

A：私は、20年程前、新卒総合職で企業に入り、経理を担当していました。ただ、今で言うガラスの天井を感じたり、女性は制服を着るとか着ないとかから採めて、『ここで頑張ってもずっと女性であるということがついて回る』と思って、専門職になりたいと考えました。その時、会社で自分が直面しているのは男女差別という憲法問題だと気づき司法試験を受けることにしました。弁護士になってからは、3つの法律事務所を経験していますが、最初の事務所から移籍したのは、事務所の経営環境が変わった際に自分の事件がまだ少なく事務所に貢献できなかったという面もあると思います。2つ目の事務所は、まだ子どもが小さく、母の病気が重なってすごく大変な時期だったのですが、より自由な環境を求めて移籍することになりました。現在は、30代

から80代くらいまで10人強が所属する事務所で、パートナーを務めています。交通事故事案が多く、社外役員もやっています。

B：僕は国家公務員志望だったのですが、不祥事が多い時期と重なって、弁護士志望に変えました。

最初に入った事務所に10数年勤めていましたが、元々の所長が引退した後仕事が減ってきて、所内の雰囲気ガシガシきてしまっていて。それで独立することにして、自宅のある駅の隣の駅に事務所を構えました。弁護士は自分一人なのですが、事務的な面まで手が回らないので、元々、他の法律事務所で秘書をしていた妻に専従者として入ってもらい、職住近接でやっています。裁判所や自治体等の行政関係からの仕事が多いですね。何やかんやで10数年経ったというのが正直なところで、今は飲み会で営業するような時代でもないですし、基本的に定時で仕事するというのが弁護士を継続してきた中で大事なことです。

*1：JILA ホームページによれば、2020年6月現在で全弁護士のうち女性弁護士は19.1%であるのに対し、インハウスのうちの女性割合は40.7%である。弁護士全体のインハウスの率は6.5%であるのに60期代では10.3%である。

A: 飲み会などで営業される弁護士もいると聞きますが、私もB会員も、そういう営業はしていなくて、過去の事件のつながり等から仕事に来る感じですね。

C: 今も昔も、過去の事件で来るというのが理想らしいですね。私も元々、公務員を考えていたのですが、法律が好きなので、法律を専門に仕事にしようと弁護士になりました。最初の事務所はある分野を専門にした少人数の事務所ですが、しばらく大きな案件がない時期が続いて、3～4年で仕事もマンネリ化してしまっていたところで、一年ほど企業に出向しました。会社員経験をしてみて、人数の多い所でコミュニケーションをとりながら仕事するのは面白いと感じたことや、よく一緒に仕事をしていたパートナーの弁護士が亡くなったことをきっかけに出向から復帰後、転職を決めました。現在の事務所と大手企業と2つ内定が出たのですが、自分はインハウスに行くにしてもジェネラリストとして色々なことに対応できることが必要だと考えていて、でも自分はまだ経験が足りないと思って事務所の方に入りました。今の事務所で経験を積んで、今後、パートナーになれそうならそれをめざせばいいし、今後家庭を持ったり状況が変わったりしてワーク・ライフ・バランス等を重視するようになったらインハウスに行けばいいと思っています。

現在の事務所は定例会議が多いので、そこで共有される事務所の状況や、パートナーの働き方を見ていると、居るだけで勉強になります。売上げのプレッシャーはなくて、アソシエイトは事務所のパフォーマンスを上げることに集中すればいいという感じです。

A: 法律事務所って、やっぱり中心的な弁護士の年齢とか経営状況にもすごく左右されますね。

D: 私は、何となく流されて今に至ります。身内の都合で、大卒後は家業を手伝ったりしていたのですが、

勧められてロースクールに進学したのが弁護士になったきっかけです。卒業後出産し、その後合格したのですが、小さい子を育てながら就活しても全然ダメで。大学院の先輩が拾ってくれて、事務所に入りました。何の不満もなかったのですが、子どもが小学校に上がってから、スケジュール調整がどんどん難しくなり、インハウスに転職しました。現在は2社目です。

事務所には産休・育休制度があり、勤務時間なども柔軟でしたが、子どもが小学校に上がったことで仕事と育児の両立が一時的に難しくなり、忙しい時期に子どもの学校が学級閉鎖になったのがとどめとなって、『もう限界』と思ってしまいました。今は子どもも大きくなってだんだん手が離れてきたのと、一般民事の仕事が好きだったのとで、あの時期だけ乗り切れればよかったのにな、と思っています。

E: 私は大卒後フリーターをしていて、いつまでもふらふらしていても仕方がないと思ってロースクールに入り直し、ブティック事務所の民事・家事の部門で、刑事などもやりながら、訴訟メインで仕事をしていました。離婚事件が多かったです。でも、報酬は部門ごとの売上げ連動で、民事・家事は単価が低いので一番忙しいのに報酬は少ない。しかも、そこは、代表が入所時に「一年は妊娠するな」というようなところで。忙しく仕事をして公平に評価されないし、この働き方を続けるなら出産は諦めるしかない。それで、30代半ばになって、出産のリミットやワーク・ライフ・バランスを考えてインハウスに転職しました。

A: 男女共同参画推進本部の懇談会でも、離婚事件等の単価が低く対応の困難な案件を女性弁護士が受任する傾向にあるという話は聞きました。女性が女性弁護士に依頼する傾向があるため、女性の社会的な貧困問題が、女性弁護士の収入や業務の負担

の問題につながっていると言われています。

私は最初の事務所に入所して短期間で妊娠しましたが、所長は心から「おめでとう」と言ってくれました。私ももし今後そういうことがあったら、内心色々あったとしても絶対そう言おうと決めています。今の事務所では、中心的な世代になっていますが、今後入所する弁護士が育休・産休等の都合で休むときにも調整がつきやすいよう、人数的にもっと大きい事務所になりたいと思っています。

インハウスから事務所勤務に戻る可能性はありますか。

E: 2人続けて3、4年待って、その間の弁護士会費や社会保険も負担してくれている会社ですので、直近では考えていません。

何故、女性弁護士がインハウスになる流れになっているのか？

E: 私が今いる会社は、比較的女性を主な顧客層とした会社なので、働く女性に手厚く、制度も整備されています。安心して産休育休が取れるのは、インハウスに転職した大きな理由でした。入ってしまえば、会社員という枠の中で守られて、代替要員もいて。一生懸命タイミングを見計らわなくても産休が気楽にとれる。不妊治療に協力してくれる会社もあると聞きます。事務所というのは、どうしてもまだ、夜遅くまで仕事をするという実態があるので、定時、時短という制度は魅力的に映ると思います。あとは、私の場合、売上げを気にしなくて良くなり、気が楽になりました。

B: 僕がいた事務所のいいところは、定時があったんです。だから、仕事がずれ込んで生活に影響を与

えることは少なかった。

それから、僕の後輩の女性弁護士は、保育園や幼稚園からの呼び出しがあるといつでも行けたし、病気で来られないという日も休みが取れた点は良かったですね。事務所がそれほど忙しくなかったというのがありますが、ボス弁が自分の子どもを持って、育児にコミットした影響もあると思います。大変さがわかるから。

D: 私はちょっと特殊かもしれませんが、事務所にいたときの方が子どもを持つ女性弁護士に配慮があったと思っています。今の会社が、もともと女性総合職がほとんどいなかったというのもあるかもしれませんが、インハウスの方が逆に、腫物扱いというか。「株主総会前は泊まり込みがあるから」「監査は出張が多いから」と、子どもがいると無理と予め決めつけられてしまって。私は色々な業務を担当したいのに、「契約書レビュー中心でいいですか」と言われてしまう。就職活動でもそうでした。無理じゃないことを示すために「やります」って言うのですが、配慮はないので、あとからやっぱり辛いと思ったりすることもあります。

A: 確かに、会社の業種や、女性割合も女性の扱いに影響すると思います。要は、「女性だから」ということが先に来ってしまう。私が勤めていた会社も、一般消費者向けの会社ではなく、女性比率も少なかったせいか、総合職でも〇〇当番をするかとか、女性だからこの部門の担当が比較的可楽だろうとか、受け入れる方もどうして良いか分からず、そうになってしまうと感じました。

今でも子どもが小さいと、会社がマミートラック*2的な扱いをする時があると思いますが、E会員は育休から復帰するにあたってそういう不安はありますか。

*2: 産休・育休から復帰した女性が比較的责任の軽い仕事の担当になる、昇進・出世コースから外れるといった状況になること。

E: それはあります。妊娠前は主に海外を担当していて、月に2回ほど海外出張がありました。もうそんな働き方はできないのかな、と残念に思ったり、どうやったらできるだろうと考えたりしています。未就学児だと発熱等のイレギュラー対応も多く、長期や海外の出張は難しいと思います。夫は協力的ですが、会社員で夜遅く、出張もかなりあるので、急な対応は難しいかな、と。復帰にあたって詰めていかなければならない問題と思っています。うちは、どちらの両親も遠いところにいる、協力は無理なので、夫の出張中ワンオペになると、シッターさんとかに頼らざるを得ないでしょうね。

A: 私の夫も一時出張が多く、その間ワンオペになって怒りが蓄積しました（笑）。シッターさんも、私は使い始めたのが遅かったのですが、定期的に使い慣れれば働き方にも柔軟性がでるし、気も楽になります。お金はかかりますけどね。

C: 男性弁護士でも、すごく忙しい事務所からインハウスに行く人が多いという感じはします。確かに女性のほうが多い気がしますが、いずれもワーク・ライフ・バランスを考えてのことだと思います。

今いる事務所は、所長を中心に女性弁護士の働き方を結構考えていて、時短勤務だったり、定時で帰ったり、状況に応じて柔軟な働き方が可能です。男性弁護士の方は、パートナーになるか辞めるかという選択をしがちですが、女性弁護士は、柔軟に自分で選択しています。子育てしながらバリバリ働きたいとパートナーに就任する所員もいますし、パートでアソシエイトを続けている所員、その中間の所員もいます。インハウスに人が流れる傾向が続く

のかどうかというのは、各事務所の工夫次第で変わってくると思います。

弁護士会に望むこと

D: 研修がオンデマンドだったらいいなと思います*3。インハウスだと昼間の研修は参加しづらい。かといって、夜の研修も子どもがいると参加しづらいです。会のシッター制度はありますが、会館に子どもを連れて来る必要があり正直使いづらいです。

E: 私は今育休中なのですが、会報や連絡等はすべて会社に来ます。会には、送付・連絡先を自宅にして欲しいと要望したのですが、それはできないとのことでした*4。会社の人にとっては意味が分からない選挙のハガキなどもあり、その転送や連絡事項の伝達等で会社到手間をかける負担もあり、会には柔軟に対応して欲しいと思います。

執務時間中の会務関係の会議出席を認めない会社もあり、有給を取って参加する会員もいると聞きます。東京のように大きい会では、絶対的な会務量から考えても、必ずしも全員が会務に参加しなくてもよいのではないのでしょうか。

B: 私は、会の外部からの理解という意味合いでは、東京三会統一して欲しいですね（笑）。というのは冗談にしても、三会で行っている事業で、毎年幹事会が変わって連絡先や担当者が変わるの改善が必要だと思います。

A: すごく大きな希望も出ましたが（笑）、皆さん、本日はありがとうございました。

*3: ライブで開催された研修の多くは、後日「東弁ネット研修」としてウェブ上に動画掲載されている（現在約600件）。
<https://www.toben.or.jp/members/index.html>（会員サイト左バナー）

*4: 当会からの郵送物の送付先は、総会や選挙、綱紀関係の文書等以外は、登録上の自宅住所宛への変更が可能である。
<https://www.toben.or.jp/members/madoguchi/tourokujikou.html>（会員サイト）

フェンシング選手

加納 虹輝さん

東京 2020 オリンピックにおいて、フェンシング男子エペ団体戦で、フェンシング競技では日本初となる金メダル獲得に大きな貢献を果たした加納虹輝選手に、金メダル獲得までの道のりとフェンシングの魅力について語っていただきました。

インタビューは Zoom を利用しオンラインで行いました。

聞き手・構成：高橋 辰三，小峯 健介



—— フェンシングを始めたきっかけは何ですか。

小学校6年生のときに、テレビで太田雄貴さんが北京オリンピックで銀メダルを取るところを見て、面白そうなスポーツだなと思って始めました。

—— 始めようと思ったとき、お住まいの愛知県には、フェンシングを習える場所はあったのですか。

調べたら、家から車で1時間ぐらいの名古屋市にクラブがあったので、そこに通っていました。

—— その後、本格的にフェンシングをやっていこうと考えたのはいつですか。

中学生のときから本格的にやっていこうと思ってました。ただ、そのクラブが週に1回しか練習がなかったの、あまり練習量は多くなかったですね。

—— 中学校時代は、大会での成績はどうだったのでしょうか。

一応全国大会には出ていたんですけど、1回戦負けでした。

—— その後、高校進学はどのように決めましたか。

高校をどこに行くか悩んでいたときに、クラブに早稲田大学フェンシング部出身の先生がいて、その方に

同じく早稲田大学フェンシング部出身で山口県岩国工業高校フェンシング部の指導をしている本間邦彦先生を紹介してもらい、すごくいいコーチだから1回、そこに行ったらどうだという話があって、進学を決めました。

—— 愛知県から山口県岩国市の高校に行ったらどうかと勧められるというと、中学時代から才能を見いだされていたのでしょうか。

僕はあんまりフェンシングの才能があるというふうに言われたこともなくて、僕自身もそう思ってなかったです。ただ、頑張っているというのをすごく買ってくれて、これだけ頑張れるなら伸びる可能性はあると言ってもらいました。

—— 山口県の高校に進学後、早稲田大学に進まれたそうですが、高校の進学のところから早稲田に行こうという思いがあったのでしょうか。

高校に進学したときは大学について特に考えていなかったんですけど、高校からちょっとずつ結果が出るにつれて、どこの大学にしようかなというのを考え始めて、そのとき指導してくださった本間先生が早稲田大学だったというのもあって、早稲田を勧められて。そこから早稲田を意識するようになりました。

—— 大学時代のフェンシングの成績はどうだったのでしょうか。

大学時代は、大学1年生はまだジュニアの最後の年になるんですけど、そのときにシニアの年齢無制限のワールドカップで銅メダルを獲得して、ジュニアのワールドカップでは優勝しました。大学3年生のときのワールドカップで個人と団体、どちらも優勝しました。あと2018年のアジア大会で個人3位と団体優勝しました。

—— 大学を2020年の3月に卒業して、現在、社会人2年目とのことですが、日本航空（JAL）に所属することになったきっかけはどういったものでしょうか。

フェンシング協会のスポンサーにJALが付いている関係で、フェンシング協会とJALのコラボで羽田空港でイベントをやったことがあって、そこに僕が行って、デモンストレーションをしたことがありました。そのときに、JALのアスリート社員の存在を知って興味を持ち、その後実際に本社に足を運び、入社することになりました。

—— 日本航空では、フェンシングの練習以外にどういった業務をされているのでしょうか。

社員の健康を促進するような仕事で、オンラインで僕が普段やっているストレッチ、トレーニングだとか、普段運動してないような方でもできるようなストレッチトレーニングというのを紹介したりしています。

—— 早稲田大学でスポーツ科学部に所属されていたとのことですが、そのときに専攻した分野にもかわるのでしょうか。

卒論がフェンシングの「突き動作時における上肢の筋活動量」というものだったんですけど、フェンシングの動きをしているときにどういった筋肉をよく使っているのかをフェンシング選手と、フェンシングをやったことがない人とを比べて研究していました。

—— フェンシングでは、どのあたりの筋肉が重要と考えられているんですか。

僕自身、一番は体幹が重要だと思っているんですけど、僕が卒論をやった研究結果によると、利き腕の上腕三頭筋、二頭筋の働きが選手と素人ではかなり違いました。

—— 腕なんですね。スタミナも重要視されるんですか。

そうですね。スタミナ、重要なんですけど、ちょっ

と独特なスタミナが必要で、15本勝負（だいたい長くても15分から30分ぐらいで終わるんですけど）をやって2時間ぐらい空いてまたそれをやってというのを繰り返していくんです。ずっと長いこと走れるからフェンシングで体力が持つということではなく、しっかりフェンシングをやって休憩があって、フェンシングをやって休憩があってという、そのインターバルトレーニングが必要です。

—— 太田雄貴選手はフルーレで日本人初のオリンピック銀メダルを取られましたが、種目の選択は皆さんどう決めるのですか。

世界的に見るとエペから始める選手が多いですけど、日本はフルーレが強いというのもあり、フルーレから始める選手がほとんどです。

—— 加納選手も最初はフルーレからですか。

はい。小6から高1の途中までフルーレをやっていました。高1の途中からエペに移りました。

—— 種目ごとにどういう違いがあるのでしょうか。

まず、有効面が違いまして、フルーレは腕、頭を除いた上半身が有効面で、エペは全身が有効面。サーブルは上半身、頭も腕も含めた胴体、上半身が有効面になります。有効面以外だと、フルーレには攻撃権というものが存在して、同時に突いた場合は先に動き出した方の得点になるというルールがあって、サーブルも同じような感じなんですけど、サーブルは突くのではなくて、触れば得点になるので、切るというような競技になっています。エペにはそういったルールはなくて、先に突いた方が得点になる。同時に突いたらどちらも得点になるというルールです。

—— 専攻をフルーレからエペに転向した理由はなぜでしょうか。

僕はフルーレをやっているときから、たまに気分転換も含めて、遊びでエペの練習もしていたことがあって、そのときから自分の中で、エペの方が向いているような気がしていました。エペの大会にも時々出ていて、高校1年生の秋の大会、エペの17歳以下の代表選考会で、急に優勝してしまって、それをきっかけにエペに転向しました。

—— フェンシングはフランスが発祥とのことですが、フェンシング人口が多いのはヨーロッパなのですか。

はい、多いですね。フランスも強いですし、フラン

ス以外にもイタリアとか、あとロシア、ウクライナ、ハンガリーも強いですね。

—— 学生時代からヨーロッパなど海外遠征に行かれていたのでしょうか。

はい。フェンシングは国内大会が結構少なくて、ずっと国際大会に出場しているので、合宿も海外で行います。大学生のときから僕は1年の3分の1ぐらいはずっと海外にいました。

—— 東京オリンピックを目指し始めたのは具体的にいつぐらいになるのでしょうか。

大学1年生の後半ですね。シニアのワールドカップで銅メダルを獲得したぐらいから、自分にも可能性があるんじゃないかなと思いはじめました。

—— オリンピックの出場が決まったのはオリンピック開催のどれぐらい前だったのでしょうか。

半年前ですね。2021年の4月の頭だったと思います。

—— 新型コロナの関係で1年延期が決まって、モチベーションやコンディションは、どういうふうに意識して維持をしていましたか。

僕自身、これで引退というわけではなかったので、1年延びてもあまり変わらないなと思っていました。ただ、やっぱり練習場所がなかったり、家からあまり出られないというのが結構きつくて、自分なりに自宅でできるトレーニングをして体力維持をしていました。

—— 自宅のトレーニングというのは、どういったことをされていたのですか。

自重で腕立て伏せから腹筋もやりますし、あとチューブを使ったトレーニングをよくやっていました。

—— フェンシングの練習というのは、やはり相手がいないとなかなか難しいものなのでしょうか。

そうですね。基本的には相手がいて実践的な練習をするので相手が必要ですけど、コロナのときはずっと壁を突いたり、壁にクッションを置いて、それを突いたりというのをしていました。

—— エペ団体の出場が決まっていざ出るときに、金メダルを取る自信はあったのでしょうか。

最初にトーナメントのあたりを見たとき、これは可能性があるのではないかなと思っていました。

—— それはなぜですか。

最初に当たったフランスは世界ランキング1位でしたけど、僕たちはフランスと相性が結構よくて、オリンピックの前のワールドカップでも、僕が覚えている限りフランスに負けたことがなかったのです。

—— オリンピックの時の日本のエペ団体のランキングは何位だったのですか。

8位ですね。1と8がトーナメントでは当たるので。

—— チームでメンタルやモチベーションを上げるためのコミュニケーションや作戦会議のようなものはありましたか。

オリンピックの前からずっと同じメンバーで国際大会を戦ってきていて、自分たち個人個人がやるべきことは分かっていたので、オリンピック前に特別そんなに話し合ったということはなかったです。

—— オリンピック中、試合と試合の合間などチームの選手同士でどういった会話をされるんですか。

フランスに勝った後とかは、ちょっとこれ、金メダル、いけるぞみたいな話はしていました。

—— そうなんですね。優勝できた勝因というのは何でしょうか。

1つはチームワークだと思います。個々の能力がいくら高くてもやっぱりチームワークがなければ勝つことはできないので。戦っているのはもちろん一人一人ですけど、もちろん失敗することもあるので、その辺の声掛けというのが大事だろうなと思っています。

—— 東京オリンピックで金メダルを取った団体戦は、4人のチームの内3人が戦うとのことですが、1つの団体戦の試合の中で、1人の選手は何人の相手と戦うのでしょうか。

3対3で、1人で3人と戦います。それぞれ1人が3人と戦うので、それで9試合になります。

—— この相手は苦戦したという国はどこですか。

アメリカとフランスが苦戦しましたね。アメリカ戦はかなりリードを広げられたところから逆転して、フランスは2点差ぐらいをずっとリードされている状態でそんなに点差は開かなかったんですけど、最後の最後まで逆転できなくて、結構苦しんだ試合でした。

—— フランス戦では逆転したのが加納選手ですが、そのときはどういうことを考えていたんですか。

次、何で点数を取ろうというのを考えていて、これで取られたらどうしようというのは考えませんでした。次の作戦、戦略というのをずっと考えていました。

—— 加納選手はどこの部位を突いて得点をする事が多いとか、得意技というのはあるのでしょうか。

僕は、部位に関しては、胴体を狙うんです。得意技は、フェンシングでフレッシュという技があって、フランス語で矢という意味ですけど、矢のように突きに行くような技です。言葉ではなかなか難しいんですけど、そういう技が得意です。

—— ぜひ見てくださいというところですかね。

そうですね。たくさん使っているの。

—— 実際金メダルを獲得してみて、生活に何か変化はありましたか。

やっぱりフェンシングを知ってくれる人が増えたなという印象があります。「フェンシングって何？」という人もそれまでいたんですけど、そういった会話はオリンピック以降、1回もしてないかなと思います。

—— フェンシング以外の趣味とか、休みの日にこれをするということはあるですか。

結構インドアなので、休みの日は、「YouTube」を見たり、「Netflix」見たりしていますね。趣味という趣味はあまりないです。

—— スポーツをされていると食生活も重要だと思いますが、食事をご自身で作ることもあるのですか。

はい。結構自分で作ります。フェンシングには階級とかがなく、あまり食事制限とかもないので、その辺はあまり気を遣っていないです。たくさん食べないとやせてしまうタイプなので、体重をキープするためにたくさん食べるのを意識しています。

—— 日本フェンシング協会の会長が太田雄貴氏から武井壮氏に代わりましたが、変化を感じますか。

一番大きな変化は、ちょうど武井さんに会長が代わった後に僕たちが金メダルを取ったので、その武井さんが司会をしているテレビとかに呼ばれることがあって、その辺かな、と思っています。

—— 今、一番近い目標は何でしょうか。

2022年7月に世界選手権があるので、そこで金メダルを取ることが一番の目標です。

—— 個人でも出られるんですかね。

はい。そうです。個人での金メダル、団体での金メダル、両方目指しています。

—— 我々はフェンシングの大会を見るときは、どういった方法で見ることができるのでしょうか。

国内ですと、2021年は、全日本選手権は決勝だけ有観客で行いました。今後は、フェンシング協会のSNS（「Twitter」、「Instagram」）等をチェックしていただけると一番良いと思います。

—— 加納選手自身、「Instagram」を開設されておりますが、大会情報はそこでも知ることができますか。

そうですね。自分が出場するものは出ますので、ぜひ見てみてください。

—— フェンシングの一番の魅力、素人がこれから見ていくのに、どのあたりに注目すると良いでしょうか。

エペは、先に突いたら勝ちという本当にシンプルなルールだからこそ、奥深さがあって、その中で駆け引きがずっと行われているので、簡単に突けそうで突けないという、その辺の駆け引きを見てもらえたらなと思っています。それから、エペにはいろいろなスタイルの選手がいて、面白い構えの選手がいたりとか、本当にトリッキーなプレーをするような選手もたくさんいるので、その辺も見ていて面白いんじゃないかなと思っています。

—— ちなみに加納選手のスタイルというのは。

僕はかなりオーソドックスなスタイルなんですが、スピード感に注目してもらえたらなと思っています。

—— いろいろな構えやスタイルがあるということですから、相性とか、苦手な相手とかもやっぱりいるんですか。

はい。そうですね。そういう相性というのはかなりあるんですけど、僕はあまり苦手な選手がいなくて、結構どの選手にも対応できるのが強みの1つだと思っています。

プロフィール かとう・こうき

愛知県あま市出身のフェンシング・エペ競技の選手。2017年W杯個人3位、2018年アジア大会個人3位、2019年W杯個人・団体優勝。東京2020オリンピック男子エペ団体戦において金メダルを獲得。2021年の全日本選手権エペ優勝。現在、日本航空株式会社に所属している。

1 臨床法学教育の重要性及び 当会のリーガルクリニックへの関与

法曹養成センター委員 三澤 英嗣 (48 期)



1 臨床法学教育とは

- (1) 平成13年の司法制度改革審議会意見書に基づき、平成15年4月から法科大学院制度がスタートし、大学(院)教育が法曹養成の一翼を担うことになった。

そのことにより、これまで法学部で日常的に行われていた大教室での講義という一方的授業は好ましくないとされ、法律専門家を育成するために、少人数の学生と教員とが双方向的に授業を形成し、法的思考力を鍛えていくことが求められた。その結果、法曹養成は「教育」として社会的に認知され、法科大学院黎明期には、各法科大学院で、様々な教育手法の改革が実施された。もとより、その改革が大成功のうちに終わったとまで今言い切れないのが残念である。

- (2) この教育手法の改革の中で生まれたものの一つが臨床法学教育である。文字通り、法学教育を臨床的な手法を用いて実施するというもので、従前の法学部教育ではおよそなされていないものであった。

それ故、臨床法学教育は、様々な手法が生み出されたが、大別すれば①シミュレーション型(模擬裁判や模擬法律相談等)と②リアル型(リーガルクリニック、エクスターンシップ)の2類型に分かれる。

2 臨床法学教育の重要性とリーガルクリニック

- (1) 臨床法学教育が法科大学院で誕生したのは、そもそも法科大学院教育が法曹という実務家を養成することを目的とするものであったことが強く影響している。司法を担う実務家は、実体法や手続法の知識を得たとしても、それを使いこなせなければならぬ。そのためには、身につけるべき知識を、学習する段階から、どのように利用できるのかを意識した上で学ぶことが重要であり、かつ合理的であ

る。臨床法学教育は法曹という実務家の養成制度にはアブリアリに存在していたとさえ言える。

- (2) ここで大事なのは、臨床法学教育が、あくまでも「教育」であり、司法修習とは異なることである。従来実施されていた古典的な意味での司法修習は「教育」ではない。司法修習はあくまでも修習生の実戦である。

少し前の法曹界では、先輩弁護士の背中を見せるのが修習であるという表現がなされていた時代もある。しかし、本気で専門家を養成するには、背中を見せて云々などという曖昧なものではなく、実戦的な「技術」を、正確な「理論」によって裏付け、正しい精神をもって伝達し、それを修習の現場で実践することが必須である。それ故、臨床法学「教育」は、法曹養成において重要な意義を持つのだ。

そして、その臨床法学教育の最先端を牽引しているのが、当会のリーガルクリニックなのである。

- 3 当会は、このリーガルクリニック教育を実施するため、平成16年、國學院大學法科大学院内に、弁護士法人渋谷パブリック法律事務所(渋谷パブ)を、当会の公設事務所として設置した。渋谷パブは、4校の法科大学院と提携し、学生とチームを組んで、実際の事件に対応していた。その際、「教育」という視点から、法律要件等の基本に立ち返って、双方向・多方向的にカンファレンスを実施し、学生が学習している法の本質を理解させることを意識した。

その後、上記4校の法科大学院が募集停止に至り、渋谷パブは閉所したが、三田パブリック法律事務所(三田パブ)として、慶應義塾大学と中央大学の各法科大学院と提携し、同様に上記リーガルクリニックを実施した。残念ながら、三田パブも閉所したが、閉所後は、当会の法曹養成センターが、両法科大学院とリーガルクリニックを実施している。

2 法曹養成センターのリーガルクリニックへの関与

法曹養成センター委員 大西 雄太 (60 期)



当会は、2004年に國學院大學法科大学院キャンパス内に設立された公設事務所・渋谷パブリック法律事務所において、國學院大學法科大学院をはじめとする提携先の4法科大学院に対してリーガルクリニックを提供し、2014年度からは、慶應義塾大学法科大学院、中央大学法科大学院に対しても同授業の提供を開始した。2015年6月に國學院大學法科大学院が学生募集停止を決定して渋谷パブリック法律事務所が閉所した以降は、三田パブリック法律事務所がリーガルクリニックの拠点事務所として事業を引き継いで授業を継続してきたが、同事務所も2020年12月をもって閉所した。

このように、当会は、10年余りの間、各法科大学院に対してリーガルクリニックを継続的に提供してきたが、近年においても、慶應義塾大学法科大学院、中央大学法科大学院の学生を中心に、例年、30名の定員を上回る受講希望があり、学生たちから人気がある。また、受講後の受講者アンケートの回答も極めて好評で、法科大学院における臨床法学教育を体現するものとして、高い評価を得ているものである。

この間、法曹養成センターは、当会の法曹養成制度の検討・実践を担う委員会として、リーガルクリニックのサポートを行うべく、三田パブリック法律事務所と連携して、複数の委員が学生の指導に補助的に関与してきたものであるが、三田パブリック法律事務所の閉所に伴い、これまでの経験と関係性を活かし、法曹養成センターがリーガルクリニックの提供主体になり得るかについて、委員会で検討を重ね、当会理事者と協議を行い、かつ、慶應義塾大学法科大学院、中央大学法科大学院と意見交換を行った。その結果、渋谷パブリック法律事務所・三田パブリック法律事務所において連綿と受け継がれ、

また、当会が継続して関与してきたリーガルクリニックを維持・発展させる必要性が高いという観点から、2021年度より、法曹養成センターが、法科大学院に対して提供するリーガルクリニックの運営を引き継ぐことを決断したものである。

それにより、2021年度より、当会がリーガルクリニックの実施主体となり、その実務を法曹養成センターが担うことになった（2021年度の具体的な実施内容については、他稿を参照されたい）。

このように、当会の委員会の一つである法曹養成センターがリーガルクリニックを引き継ぐことになったが、やはり「法科大学院における臨床法教育の実践・支援」は法科大学院教育において重要な役割を果たすことは言うまでもなく、したがって、当センターがそれを引き継ぐこと自体、大変な重責であるのも事実である。

しかしながら、幸いにして、法曹養成センターにおいては、若手委員から多くの経験を有する委員まで幅広くバランス良く所属しているし、後進の指導にも熱心に取り組む委員が多い。もちろん、法曹養成制度も時代とともに変化が生ずるものであることは言うまでもないが、制度が変わったとしても、実務家教育において「生の事件」を扱うことによる学習の重要性は不朽であると考えられることから、法曹養成センターは、今後とも、より充実したリーガルクリニックを提供して、優秀な法曹の養成に積極的に携わっていくべく努力を尽くしたいと考える。

最後に、あらためて、この度の法曹養成センターによるリーガルクリニックの引継ぎにご理解・ご協力を頂いた皆様方に感謝申し上げます。

3 2021年度のリーガルクリニックについて

法曹養成センター副委員長 飯田 康仁 (58 期)



リーガルクリニック（以下「LC」）は、受講生が2～3名程度の各チームに分かれて各指導担当弁護士に付き、その指導担当弁護士が実際に扱っている生の事件に、弁護士の履行補助者として積極的に関わり、その事件を題材に学習をしていく授業である。そして最終日の全体報告会では、全チームが一堂に会して、自分達がどのような事案に取り組み、何を考え、何を学んだか等を発表しなければならない。

2021年度は、最初の授業である全体ガイダンスが8月3日に、全体報告会が9月14日に行われた。その間の約1か月半で、チームごとの活動・授業が行われる。

2021年度の受講生は両校合わせて28名、計10チームが編成された。事件種別ごとのチーム内訳（事前に受講生から希望を聞いてチームの編成をする）は、刑事チームが6チーム、民事チームが3チーム、外国人チーム（依頼者が外国人である民事チーム）が1チームであった。毎年、刑事チームの希望が増加傾向にあるが、チーム数全体の過半数を超えたのは2021年度が初めてである。

LCの刑事チームの活動内容は、当番弁護士での受任による被疑者弁護である。被疑事実の罪名は、覚醒剤取締法違反及び窃盗が各2件、暴行と公務執行妨害が1件ずつであった。当然のことながら、同じ罪名であっても事実も違えば、弁護活動も最終処分も異なる。そのあたりの相違を受講生達は、全体報告会で感じ取ってくれたはずだ。

民事チームの取扱い事件は、税務関係、請負関係、離婚の3種であり、外国人チームは、退去強制がらみの行政事件であった。普段全く学習したことのない法律に取り組みなければならないチームもあったわけで、受講生にとっては大いに学習意欲を刺激されたはずである。

2021年度のLCの実施に関しては、①実施する主体が当委員会に移ったこと、②コロナ禍未だ収まらな



LC全体報告会

い中での実施であったこと、この2点が特筆すべき点であった。

前者に関しては、幸いにして、対象両校からは、例年と同等以上の質の高いLCであった旨の評価もいただき、また、受講生からのアンケート結果、レスポンスも極めて好評であり、渋谷パブリックに在籍以降、10年以上に亘ってLCに直接的に関与していたことから否応なしに当委員会のLC担当副委員長を拝命することになった当職としては、感無量であった。

後者のコロナ禍に関しては、ある意味、対面にて依頼者の息遣いを感じ取ることに意義のあるLCであるから、感染対策につき指導担当弁護士用のマニュアル等を作成・交付したうえで、従前どおりの対面での授業の実施を原則とし、最終日に行われるチーム毎の全体報告会についても入場者数は制限したものの、従前どおりの対面で行った。一部のチームにおいてはオンラインでの授業を実施せざるを得ないことも生じたが、結果としてLC実施期間中ないしはその直後に受講生・指導担当弁護士から感染者が出ることはなかった。もっとも、例年行ってきた全体報告会の後の懇親会実施は見送った。

すべてのチームの発表が終わった後に、受講生達と事件につき語り合いながら飲むアルコールの味は格別であり、2022年度は是非、懇親会も復活できればと考えている。

LEGAL CLINIC

4-I リーガルクリニックの経験事例 —— 刑事チーム

法曹養成センター副委員長 池田 美奈子 (66 期)



刑事チームでは、当番弁護で配点を受けた事件を題材として、主に被疑者弁護活動を中心に刑事弁護の実務を経験してもらいます。民事チームとは異なり、事件を選べないことから、残念ながら配点される事件によって活動内容に濃淡が出てしまいます。生憎、担当チームに配点された事件（暴行被疑事件）も、身元引受人を探すのに困難を極めた上、示談交渉も難航し、早期の身柄解放や不起訴に持ち込めるような材料が非常に少ないものでした。

それでも、法科大学院等の授業で学んだ知識が実務でどう活きるのかを経験してもらうために、学生と刑事訴訟法の条文を引き、各手続の根拠条文を確認したり、勾留状の記載事項を一つ一つ確認したりしました。いつも以上に丁寧に刑事訴訟法の注釈やコン

メンタル等の文献にもあたり、私自身、勉強になることも多々ありました。

そして、学生が、生の事件を肌で感じられるよう、可能な範囲で、接見（一般面会）に同席してもらい、被疑者と直接コミュニケーションを図る機会を作ると共に、検察官や裁判所との面談等の場に同席してもらいました。また、勾留決定に対する意見書等は学生の起案をベースに作成し、弁護方針も学生と協議しつつ決定しました。座学とは違う責任感、緊張感のあるクリニックの醍醐味を味わってもらえたのではないかと思います。

学生時代にクリニックを受講し、弁護士になることへの思いを新たにされた者としては、当センターにおける取り組みが末永く継続すること、また他の法科大学院でもクリニックが設置されることを願っています。

LEGAL CLINIC

4-II リーガルクリニックの経験事例 —— 民事チーム

法曹養成センター副委員長・事務局長 上田 貴之 (67 期)



民事チームのうち1班（男女各1名）の指導を担当しました。

本来、こちらが書面提出する番の事件を選び、書面案を作成し、確認・修正の上、実際に提出してみても裁判官の反応を見る、とやれば良かったのかもしれませんが、残念ながら、当時、これに適した事件が見当たりませんでした。そこで、「対依頼者関係の業務。具体的には、訴訟中のある局面における状況説明のための法律相談の準備と、期日報告の作成」を課題としました。

学生には約1ヶ月の中で5日程、事務所や裁判所に来ってもらう。その間、記録を検討し、相手の反論や今後の展開を予想して、法律相談時に利用する資料を作成する。作成後、学生だけで協議して、自ら修正を加えた資料を使い、学生を弁護士役にした模擬法律

相談を実施。弁護士から講評後、実際の法律相談に同席する。後日、裁判期日を傍聴し、その日のうちに期日報告案を作成して（全体報告会にて発表をして）終了。このような塩梅です。

学生にとって慣れない分野で大変だったはずですが、こちらとしても正解が何通りも存在するはずの分野の指導となります。誤った指導だけはしないように。とはいえ、できる限り参考にもなるように— 学生の参考資料探しをたら、実務書等を（ある種いつも以上に）読みつつ過ごしたひと夏。非常に勉強になるとともに、かつて受けていた指導を改めて何度も思い出し、感慨深い経験となりました。

法曹志望の学生にとっても、ご自身にとっても（きっと）有意義なご体験となるかと思います。機会がありましたら、会員の皆様もぜひ指導をご担当下さい。

親子法改正要綱の解説

第1回 改正要綱の概要

法制委員会副委員長 稲村 晃伸 (60 期)

法制委員会委員 棚橋 桂介 (66 期)

1 はじめに

令和4年2月14日の法制審議会総会で親子法制に関する改正民法の要綱が決定された。新聞等でも報道されているとおり、今回の見直しは、明治31年法律第9号以来認められてきた親子関係に関する現行法の規律を大きく見直すものである。

2 懲戒権の見直し

要綱は、懲戒権を定めた現行822条を削除する一方で、現行821条を822条とし、新たに「親権を行う者は、第820条の規定による監護及び教育をするに当たっては、子の人格を尊重するとともに、子の年齢及び発達の程度に配慮しなければならない。かつ、体罰その他の子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない。」という規定を821条として置くことを提案している。

児童虐待による悲惨な事件がマスコミ報道されているのは周知のとおりだが、その際に児童虐待の口実とされたのが、親権者の懲戒権に関する現行822条の規定であった。そこで、要綱は、「懲戒」という文言を削除しつつ、新設された規定は総則的な内容なので、現行821条（居所指定権）、823条（職業許可権）の前に置くことを提案している。

3 嫡出推定・否認制度の見直し

現行772条によれば、婚姻成立の日から200日を経過した後に生まれた子と婚姻解消の日から300日以内に生まれた子は、婚姻中に懐胎したものとして、当該婚姻の夫の子と推定される。これに対し、要綱は、妻が婚姻中に懐胎した子のみならず、女が婚姻前に懐胎した子であっても婚姻が成立した後に生まれた子は当該婚姻における夫の子と推定するとしつつ、女が子を懐胎した時から子の出生の時までの間に二以上の婚姻をしていたときは、その子は、その出生の直近の婚姻における夫の子と推定するとされた。

このような見直しがなされた背景には、いわゆる無戸籍者問題がある。すなわち、母の離婚後300日以内に出生した子は、前婚の夫の子と推定されるため、前夫の子でないことを明らかにしようとするれば、前夫の子として出生届を出したうえで、嫡出否認の訴え等の裁判を経て戸籍の訂正をしなければならない。しかし、前夫との離婚の原因がDV等のため、裁判での前夫との人的接触を避けた元妻は、子の出生届を出さず、その結果、無戸籍者が発生してしまう（いわゆる「300日問題」）。

これに対し、新しい規律では、前婚の婚姻解消後300日以内に生まれた子であっても、女が再婚をすれば再婚後の夫の子と推定されることになるため、出生届の提出を躊躇する必要はない。これに伴い、女性に係る100日間の再婚禁止期間（現行733条）の廃止も提案された。

また、嫡出否認制度については、父のみに、子の出生を知った時から1年に限って否認権を認める現行法を改め、①新たに母と未成年の子に否認権を認める、②否認権の行使期間につき、夫は子の出生を知った時から3年、母・未成年の子は子の出生の時から3年に延長する、③嫡出推定の例外規定により子の出生の直近の婚姻の夫が子の父と推定される場合において、前夫に否認権を認める等の改正提案がなされた。なお、嫡出否認制度の改正においては、民法のみならず、家事事件手続法の一部の改正も提案されている。

4 終わりに

その他にも、第三者の精子提供による生殖補助医療により懐胎した子についての嫡出推定の規定や認知に関する新たな規律の提案がなされている。そこで、本連載では、懲戒権の見直し（6月号）、嫡出推定の見直し（7・8月合併号）、嫡出否認制度の見直し（9月号）、生殖補助医療と嫡出推定（10月号）、認知制度（11月号）の順で解説していく予定である。



第8回 戦没者の遺骨を守る闘い

—遺骨の混じる南部の土砂が辺野古埋立に使われる問題について—

人権擁護委員会副委員長 沖縄問題対策部会 神谷 延治 (60 期)

辺野古埋立について、沖縄防衛局は、当初埋立土砂を県外各地から調達する計画であったが、その後沖縄県内から全量を調達する計画に変更した。「設計変更申請書」の添付図書によれば、「南部地区」から約3160万立方メートルの土砂調達が可能とされる。糸満市と八重瀬町には合計20箇所ほどの鉱山があり、特に問題なのが「魂魄の塔」*1に近い熊野鉱山である。2020年10月末、開発業者が開発届を出さずに同鉱山の森林の伐採と土地の形質変更に着手、同年11月1日、「ガマフヤー」の具志堅隆松氏*2らにより遺骨が発見された。この一帯は戦没者を偲ぶ13の慰霊碑が並ぶ霊域であり、今も多くの戦没者の遺骨が見つかる。

こうしたなか、沖縄では、「戦没者・遺族への冒涇」であるとして、「戦没者の遺骨が混じった土砂を辺野古埋立に使うことは、人道上も許されない」という声が高まっている。自民党県連・公明党県本部も、2021年3月10日、沖縄防衛局に対し、「辺野古新基地建設に賛成・反対を問わず、沖縄戦の激戦地であった南部地区から遺骨混入の土砂が使われることは人道上、許されない。南部地区の遺骨混入の土砂を辺野古新基地建設の埋立土砂として使用することは県民として耐えがたい。その県民感情に配慮すること」を要請した。これは辺野古埋立に賛成・反対の問題である以前に、まずもって人道上の問題である。

日弁連は、2012年11月15日、人権救済申立てを契機として「日本本土以外の戦闘地域・抑留地域における戦没者の遺体・遺骨の搜索・発見・収容等の扱いに関する意見書」を発出した。2016年に施行さ

れた戦没者遺骨収集推進法には遺骨収集が「国の責務」と明記され、2021年10月からは沖縄のみならず広くアジア太平洋地域で発見された遺骨もDNA鑑定の対象とされた。

ところが、この流れに逆行するのが、南部の土砂を採取する計画である。具志堅氏は、この問題は沖縄だけの問題ではなく、全国の問題であると訴え、沖縄県内の市町村議会並びに全国1743の県議会・市町村に対し、南部における土砂採取計画の断念を国に求める意見書の可決を求める要望書を送付した。そして、沖縄県議会で2021年4月15日に全会一致で意見書が採択されたほか、2022年4月5日現在、沖縄県内29、県外184の合計213の自治体で採択されている*3。

国は、「戦没者の遺骨を遺族に帰す責任」を負うものとして、今も発見されずに眠る沖縄戦の犠牲者の声なき叫びに真摯に向き合うことが求められている。



2009年10月28日に那覇市・真嘉比で行われた市民参加型遺骨収集の際に蛸壺壕から発見された日本軍兵士の全身遺骨。遺骨がどういう姿勢で亡くなったのか死亡時の状況を具志堅氏が再現している。

*1：「戦後、真和志村民が収容移住を許された所で村民及び地域住民の協力によって、道路、畑の中、周辺のいたる所に散乱していた遺骨を集めて祀ったのが、魂魄の塔である。祭神三万五千余柱という、沖縄で一番多く祀った無名戦士の塔であった…」昭和21年2月建立（財団法人沖縄県遺族連合会）

*2：遺骨収集ボランティア「ガマフヤー」代表。約40年にわたり、沖縄のガマや山野の沖縄戦被災者の遺骨を慰霊のために収集し、家族の元に帰す活動を通じ、戦争の現実を伝え、戦争のない次世代をつくる活動が続ける。

*3：<https://action-nanbudosya.jimdofree.com>

憲法判例ができるまで ～判決文に書かれない弁護士の努力と工夫～

第4回 恵庭事件裁判について

会員 内藤 功 (6期)

私は、恵庭事件の弁護団の一員として、1963年9月27日から1967年3月29日の無罪判決まで、41回3年半の全公判期日に札幌地裁に出廷し、弁護活動にあたった。

第1 自衛隊法違反で起訴

北海道の陸上自衛隊演習場の隣接地で酪農業（乳牛）を営む野崎さん一家は、至近距離での米空軍及び航空自衛隊の戦闘機による対地攻撃訓練、陸上自衛隊の実弾射撃による轟音、震動等の被害を受け、現地部隊、防衛庁（当時）に抗議したが誠意がない。1962年12月11日、子牛の能力検定の日、突然、実弾射撃を始めた。野崎健美、美晴の兄弟が、演習場内で、射撃命令伝達用の野外電話線及び着弾音を収録する通信線を切断した。札幌地検は、自衛隊法121条「防衛の用に供する物」の損壊罪として起訴した。弁護団は、この起訴は、自衛隊合憲判決を得ようとする意図だと判断した。

音に敏感な牛に、爆撃、砲撃の轟音が与える流産、早産等の被害から、平穏な生活、牧場経営を守るために、万策尽きての正当行為、正当防衛である。そして、自衛隊及び自衛隊法は憲法9条違反である。この方針で立ち向かった。

第2 自衛隊違憲論の組み立て

自衛隊違憲論の組み立てを弁護団で議論し大きな柱を立てた。第1は、自衛隊の本質は、米軍に従属する軍隊である。第2として、故に自衛隊は、攻撃的な軍隊である。第3は、故に自衛隊は反国民的な軍隊である。第4に、故に、憲法9条につきいかなる解釈手法をとろうとも、憲法違反の軍隊である。

「いかなる解釈手法…」とは、「自衛の戦力なら許される」という立場に立っても、「自衛を逸脱した軍隊だ。自衛の戦力ではない」との論旨である。自衛隊は単独で海外攻撃などできない。あくまで、米軍との共同、米軍と一緒にという仕組みの中ではじめて可能だ。対米従属の軍隊という本質に基づく立論である。

第3 自衛隊の極秘文書

この主張を裏付ける資料として、単行本のほか、新聞記事の切り抜き、『軍事研究』『国防』『航空情報』『世界の艦船』等専門誌等。しかし、内部資料がない。1965年3月3日の弁護人の冒頭陳述及び証拠請求の期日が迫る。2月10日の夕方、新幹線で開いた夕刊のトップ記事で、衆議院予算委員会で、岡田春夫議員が、佐藤栄作総理に対し、防衛庁統合幕僚会議主宰の「昭和38年度統合防衛図上研究」略称「三矢（ミツヤ）研究」の極秘文書を示して、自衛隊の戦争参加計画を追及したことを知った。朝鮮半島の南北間で戦闘が始まり、米太平洋軍が出動、日本政府と自衛隊は、米軍を全面支援し、国家総動員法などになった戦時立法80件を提出し、2週間の短期審議で成立させる。恐るべき内容だ。これこそベスト・エヴィデンスだ。岡田議員から資料をお借りし、その読み込みと分析に集中した。

第4 統合幕僚会議事務局長の尋問

3月3日の公判では、先ず検察官に対し、三矢研究が国会内外で大きな問題になっていることについて、検察官の見解を求めた。検察官から、「三矢研究の内容あるいは問題点、それが重要なものである

だけに相当な時間をかけて、又訴訟との関係も考慮して検討したい」旨の答えがあった。そこで、冒頭陳述、証拠請求に入り、三矢研究の統裁官、当時の統合幕僚会議事務局長・元陸将田中義男氏の証人尋問を求めた。採否をめぐり、3月3日の午後、4日の午前・午後を通じて激しい論戦の結果、田中義男証人が採用された。

5月27日の証人尋問で、防衛庁での図上研究に、米軍から誰も来なかったのかとの間に、証人は「在日米軍司令部の第2（情報）部長ランプキン陸軍大佐、第3（作戦）部長ブリッジス空軍大佐、第4（後方支援）部長ビッセンシャフト海軍大佐の3人が来た」と証言した。重大な証言だ。また、「三矢研究の文書では、自衛隊の高射砲部隊を、千歳、三沢及び横田の航空基地に配備し防空を準備するとあるが、なぜ、先ず米軍基地を守るのか。東京、大阪など日本の都市は守らないのか」との問には「それは防衛計画でちゃんとできております。米軍は対空部隊をもっておりません。こちらから援助してやる」と答えた。内部文書には「自衛隊はあらゆる対米作戦協力を積極的に展開し、もって朝鮮戦線における米軍の勝利を早める」とある。田中証言は、7開廷、約35時間に及んだ。二度とこういう機会はないと思い、極力「論争」にならぬよう、率直に自衛隊の実情を語ってもらえるよう尋問を工夫した。

第5 論告求刑の削除・違憲判決の予測・最終弁論

田中尋問終了後、さらに、陸海空の現職幕僚長の尋問、自衛隊の統合実働演習の現地検証を求めた。その次は、通信線切断に至る経過、牧場の被害状況を立証する計画であった。

ところが、裁判所は1966年8月1日付け文書で、一切の証拠調べを却下した。11月9、10両日に論告公判が行われた。論告公判で、弁護団は、「通信線切断に関する弁護側の証拠請求をすべて却下したのに、通信線切断を有罪とする論告求刑をすることは不公平であり、断じて許されない」と主張した。裁判所はこれを容れ、論告文から通信線切断に言及する部分を削除し、さらに「情状及び求刑」の朗読も禁止した。

弁護団は、この審理の推移からみて「有罪判決は出ない。無罪だ。その理由は、最大の争点たる自衛隊法の違憲による無罪以外にない」との予測を強めた。最終弁論では論点を違憲論に絞り、40人の弁護人が7日間、違憲無罪を求めて陳述した。

第6 無罪判決・控訴断念・恵庭事件の今に生きる意義

1967年3月29日、無罪判決。理由は「通信線は、『防衛の用に供する物』に該当しない」ということで、違憲判断を避けた（札幌地裁1967年3月29日判決。下刑集9巻3号359頁）。無罪なのに検察は控訴を断念。「今後同種の事案が起きても、刑法の器物損壊罪を適用すれば足りる」とした。無罪確定で、野崎さん一家の生活、牧場経営は守り抜かれた。憲法9条を正面に据えて頑強に闘いぬいたことが、無罪判決を勝ち取った原動力だ。恵庭事件で勝ち取れなかった違憲判断は、6年後の、1973年9月7日の長沼事件一審判決（札幌地裁1973年9月7日判決。判時712号24頁）で勝ち取ることができた。



民事訴訟記録を永久保存に！

第3回 薬害ヤコブ病事件

会員 石川 順子 (37 期)

発症すると感染性の病原体異常プリオンに脳が冒されて急激に萎縮し、認知機能も運動機能も失われる。治療はなく、多くの人が2年ほどで確実に死に至ってしまう。ドイツの製薬会社が、ずさんな工程により異常プリオンが付着した医療材料ヒト乾燥硬膜「ライオデュラ」を製造、販売し、1973年7月、厚生省（当時）がその輸入を承認し、脳神経外科手術で頭蓋内に移植された人が、異常プリオンに脳を冒されてしまった。薬害ヤコブ病事件である。1987年、アメリカでは、ライオデュラによる薬害ヤコブ病の第1症例が報告されるや直ちにその危険性を伝える警告が発せられ、その情報は日本の厚生省下の複数の機関に届いていたが、厚生省は何の措置もとらず、約10年後、1997年3月になってやっと緊急安全性情報によりヒト乾燥硬膜の使用を禁止した。前年、滋賀県で発症した被害者1名が大阪地裁に提訴した。続いて関東地方の発症者の情報がよせられた。大阪弁護士と東京弁護士が結成され、その後、日本脳神経外科学会の協力もあって全国各地に被害者がいることが判明していく。

和解所見から、判決によらずに解決へ

1997年9月、薬害ヤコブ病で妻を亡くした男性が、国、日本での販売会社等を相手取り、東京地裁に損害賠償請求訴訟を起こし（平成9年（ワ）第19068号）、その後、ドイツの製薬会社も訴えた。外国企業を被告とする訴訟の管轄が日本の裁判所にあるか明確でなかった改正前民訴法の当時としては挑戦的だったが、認められて併合された。

この事件は、わが国の司法、行政、立法のすべての場で大きな成果を得て全面的解決にいたるが、その出発点となったのが、2001年11月の東京地裁と大阪地裁による和解所見であった。東京地裁の所見は、

製薬会社が負う救済責任は極めて重大とし、国に対しても1987年以降ライオデュラ移植による薬害ヤコブ病発症防止措置をとるべき根拠となる医学的知見を認識したといえる状態であったのに有効な対策を何ら講じなかったとし、被告企業とともに被害者救済の責任を果たすべきであると指摘した。これにより、2002年3月25日、患者数で東京9名、大阪11名について国と企業が被害者に和解金を支払う和解が成立した。その後追加提訴により東京訴訟の原告は83名、大阪訴訟の原告は57名にのぼった。

原被告間では、その後発症する患者の救済ルールを協定し、和解が成立していった。行政では、医療体制の整備、患者・家族が設立するサポートネットワークに対する支援、薬害ヤコブ病発症に関する情報の患者・家族への提供などがなされることとなった。立法では、ヒト動物由来製品の感染作用による健康被害につき、医薬品副作用による場合と同様の給付を行うよう独立行政法人医薬品医療機器総合機構法の制定がなされた。

和解事件の訴訟記録の保存

和解調書には和解条項が書かれているだけで、訴訟の過程で何が明らかになったかは何も書かれていない。訴訟記録には、被害者家族が訴えた命と健康の被害のみならず、死をもたらす感染病の患者への差別の実態、多数の医学的知見や情報を物語る書証、弁護士が心血を注いで書き上げた「被告国の責任」の主張書面、国申請証人の脳神経外科医が「痛恨の事件であった。安全性については国が第1次的に責任を負っている」と語る尋問調書もある。画期的な和解所見と和解成立はこれらの記録の上にあるのだ。だからこそ、これらの訴訟記録が歴史的資料として永久保存される意義は大きい。

東弁今昔物語 ～150周年を目指して～

第6回 星亨

司法改革総合センター幹事・東京弁護士会歴史研究会 長和 竜平 (72 期)

1 明治10年、代言人の社会的地位の向上に大きく貢献した司法省附属代言人制度が成立し、この「特権的代言人」というべき地位に星亨が就任しました。

その生い立ちから波乱万丈です。星は、明治5年に大蔵省租税寮に出仕し、明治7年に条約改正準備大蔵省関係事項取調という名目で英国に派遣されましたが、法曹院ミドル・テンプルに入学して法律学を学び、日本人として初めてバリスター（法廷弁護士）の称号を得て、明治10年に帰国しました。

2 星は帰国後、大蔵卿の大隈重信に対し「英国にクイーンズカウンスル（Queen's Counsel）と称して女王の御抱の代言人というが如き者あり、我邦に於ては其様のものを置くを得べからざる歟」と建言し、賛同を得ます。

星は、英国のバリスターの地位が高いことを知っていたので、政府の権威を借りて社会的地位と信用を得ようと図り、あえてバリスターの名誉称号を利用して政府を口説き、政府はバリスター制度をよく知らないまま星にかつがれ、司法省附属代言人制度を発足させたのでした。

3 司法省は、明治10年12月24日に司法省附属代言人規程を公布しました。この附属代言人は、月俸100円の給付を受けて国の事件を担当するほか、通常の代言人と同様に民間事件も受けることが可能でした。つまり、国から月俸支給があるだけでなく、代言検査や免許料の負担もない特権的なもので、司法制度上の必要性に乏しく、星個人のために作られたものといってよいでしょう。

4 星は、司法省附属代言人として開業し、新聞広告を出して自身を宣伝しました。官尊民卑の風潮が強かった当時の社会では、「司法省附属代言人」という肩書の威力は絶大で、星の名前はたちまち全国に広まりました。星は、官吏侮辱罪で逮捕されて禁固6

月に処せられたりしましたが、剛直な性格で闘争心に富み、法律知識を駆使して精緻な論理で相手方を徹底的に追及する手腕を発揮し、多くの有名事件に勝訴しました。そのため、世間は代言人の機能に対する認識を新たにし、その重要性を見直すに至ったといえます。

このように、司法省附属代言人制度は司法省の権威と星の個人的資質によって、代言人の社会的信用と地位の向上に貢献したのです。

5 反面、星はその特権的地位と相手方に対する容赦ない攻撃のため、既存の代言人層から強い反発を受けました。明治13年の東京代言人組合設立時にも、星の組合加入を拒否する動きが起こり、組合設立が紛糾するに至りました。

また、星の動きに刺激されたのか、無給でもよいから「司法省附属」の肩書を得たいと運動する者も現れました。結果、政府は規程を改正して、明治13年には目賀田種太郎、相馬永胤という2名の無給附属代言人を任命しました。しかし、この2名は目立った活動はしておらず、附属代言人の任命は星を含めた3人で終わり、明治14年2月には制度そのものが廃止されました。

6 附属代言人制度が廃止された後も、星は政府と交渉し、無検査で代言人の免許を得て活動を続けます。星は、「押し通る」と異名をとった強引な性格と智略を生かして附属代言人として築いた巨万の富を投じて、政治家へと転身、衆議院議員に当選し、駐米公使や逓信大臣等を歴任しましたが、明治34年、東京市会議長在任中に、東京市役所内で暗殺され、波乱の生涯を閉じました。



近世名士写真 其2（国立国会図書館ウェブサイトから転載）

第5回 弁護士業務のIT化に関する業務研究会 ～クラウド案件管理サービス

若手会員総合支援センター副委員長 伊藤 敬史 (56期)

若手会員総合支援センター委員 後藤 大 (61期)

1 クラウド案件管理サービスとは

近時、新型コロナウイルスの感染対策の観点から、多くの事務所でテレワークが促進される傾向にある。そのため、弁護士が事務所外でもオンラインで案件管理ができたり、同僚弁護士や事務職員とオンライン上で案件管理の情報を共有したりするニーズは高まっている。

そのようなニーズを充たすものとして、クラウド案件管理サービスがある。サービスの内容は、提供する会社によって異なるが、顧客の情報の管理、タスク管理、経理処理、タイムチャージ計算、事務所内でのコンフリクト・チェックといった機能が中心となる。書式を提供するものも多い。

当センター環境支援部会では、このようなサービスを提供する各社にサービス内容等を調査してきた。その結果については、近日中に、当会会員向けの研修（業務研究会）でご紹介する予定である（執筆時現在日程調整中）。

各社のサービスには、それぞれ特色があるので、どのサービスを利用するかは、事務所の規模、予算、取扱分野、求めるサービスの内容などにより選択するのがよいと思われる。ここでは各社のサービスの特色を簡単にご紹介したい（なお、各情報はヒアリングを行った時点のもの）。

2 firmee

今弁護士がしている事件管理と顧客管理をそのままWebに持ち込むという設計思想のため、直感的にできる簡単な操作性に特色がある。30件登録まで無料。個人プランは月額4,980円（年契約の場合49,800円）。事務局アカウントは無料。書式あり。チャットツールを利用した細やかなサポートあり。

3 LegalWin

基本となる事件管理機能は入力効率と分かりやすさを重

視。プラスアルファの機能として、文書・通帳のOCR機能、記録の全文検索、訴状作成支援機能（請求の趣旨の参考例もひな形から入力可能）など。年契約の場合、1か月当たりの価格は、スタープラン1,480円、ベーシックプラン2,980円、プレミアプラン4,980円。

4 Armana

実際に入力する人の手間を軽減することを設計思想としている（入力補助が充実）。経営層の方が自分たちの事務所の状況を把握できるように、経営指標だけではなく、リスク管理ができることにも力を入れている。利用機能により料金変動。利用者1名当たり月額600円からフル機能で1万円。基本的に事務所内の全員が同じ機能のプランにする必要がある。

5 LEALA

世界で15万社以上が活用するクラウド案件管理システムSalesforceがベースであり、業務効率化や売上向上等の経営改善に強みがある。組織ナレッジの蓄積と活用や、業務フローの最適化、対応漏れを防ぐ自動通知機能など、弁護士および事務所としての業務品質と業務スピードの両立を支援。案件情報や対応履歴、ファイル、スケジュール、チャット、会計管理などあらゆる情報を集約。料金は非公開（要問合せ）。

6 loioz

シンプルな画面設計にこだわり、使いやすさ、見やすさ、日常的に利用する事務局が疲れないかにこだわっている。外部のカレンダーとは連携せず、独自のカレンダー機能を搭載しているため、依頼者のデータベース等ともスムーズに連携できるようにしてある。基本的にはPCでの利用を想定している。料金は1アカウント月額3,980円。



新型コロナウイルスのもとで Part2 ～こんな工夫・取り組みをしてきました(会務編)～

〈vol.8〉

オンラインのメリットを生かして(憲法センター)

会員 津田 二郎 (57期)



私は、まさにコロナ禍の2020年4月から憲法問題対策センター(憲法センター)の事務局長に就任しました。

私は致命的に人の顔と名前が覚えられないので、リアルな会議だと顔も名前もわからず指名しづらいところがあります。しかし、オンラインを利用した場合、参加者には名前がついているので、ご意見を拝聴したい場合にはとても便利です。委員会に出席するための移動時間を節約することができるため、オンラインでの会議参加には需要があると思います。

また、オンラインの参加者は、ただ接続だけして聞き流しているだけなのかとったりもしたの

ですが、最近そうではないことが分かりました。というのは、会議の途中で司会の私がおもむろに「こーんにーちはー」といって耳に手を当て、コールアンドレスポンスを求めると、皆さん声には出さないものの画面上で何らかのレスポンスをしていただけるからです。

当会が日弁連、一弁、二弁と共催で毎年5月に開催する四会憲法記念行事も、2020年、21年はリアルではなくオンライン配信で行いました。オンライン配信では、会場に来られないような遠方の方に視聴していただくことができ、宣伝をうまく行えば大きな発信力を得られることを学びました。

一方で、対面のメリットも否定しがたく、コロナ禍明けには、ハイブリッド方式でいいところ取りをした会議運営ができれば、と思います。



こちらから読んでね

こいのぼりのように



東京弁護士会の「同好会制度」

vol.2 「棋友会」

囲碁に、はまっちゃいましょう!

東京弁護士会棋友会 代表幹事 水津 正臣 (25 期)



みなさん、こんにちは。

同好会紹介の第1号は、囲碁を愛する人たちの集まり、棋友会です。

棋友会の歴史は長く、いつから始まったか分からないくらいです。旧会館には囲碁室もありました。現在の棋友会は、平成27年(2015年)1月1日制定の規約に基づいて運営がなされています。そして、3月号で伊藤茂昭会員がお書きになったとおり、その年の3月30日に、第1号として当会の公認を受けました。

入門編に力を入れています

囲碁は、覚えなければならないルールはわずかですが、知れば知るほど奥が深く感じられ、どれだけ上達しても、なおその先がある、楽しみの尽きないゲームです。

しかし、「碁盤上の交点のどこに打ってもよい」というところが将棋よりもファジーで、かえってとっつきにくく、なかなか「始めてみよう」と思っていただけないところが悩みの種です。

そこで、私たちは、入門編に力を入れることにしました。

定例会と同じ日に、「入門囲碁会」と称して、ルールからお教えしています。

そして、そのルールを実際に使って打ってみることから始めますので、写真にもあるように、通常の碁盤より小さい碁盤(九路盤と十三路盤)で、すぐに終わる対局をします。有段者が初心者に手ほどきをするときは、最初に黒石をいくつか置いて、ハンディを付けて打つこともします(写真①)。初心者同士で打っていただき(写真②)、それについて有段者が解説をする、という進め方もあります。

定例会について

元々あった定例会は、コロナ禍の今も、対策に留意しつつ、月2回、第1火曜日と第3水曜日、午後6時から、弁護士会館4階奥の第二会員室で開催しています。今年のスケジュールは、末尾のとおりです。

級位者から有段者レベルの人たちが、通常の碁盤(十九路盤)で思う存分対局します(写真③)。

多摩支部

棋友会には、多摩支部もあります。

立川に事務所のある中嶋靖史幹事に支部長になっていただき、事務所を間借りする格好で、支部の運営をしています。



①九路盤を使用した初心者への指導碁



②初心者同士の対局



③定例会での対局の様子



④ 2021年11月20日開催 多摩支部大会

定例会はありませんが、立川支部に期日があるようなとき、日程を合わせて、対局しています。

多摩支部大会も、昨年11月20日に開催しました(写真④)。

LINE

「棋友会」という名前のライン・グループを作って、裁判の合間の時間に対局してもらえる相手を探したり、趣味の話をしたりしています。

大会・囲碁祭りなど

棋友会としては、7月に夏季囲碁大会を、麴町のダイヤモンド囲碁サロン(DIS)で行っています。

その他の恒例行事としては、毎年11月23日(勤労感謝の日)に、全国の法曹関係者による「法曹囲碁大会」が市ヶ谷の日本棋院で開催されます。弁護士だけでなく、裁判官、検察官、公証人など多くの法曹関係者が全国から参加しています。

また、東京三会の行事としては、1月に合同新春囲碁大会をDISで行っています。

不定期に、弁護士以外の人も対象として、会館内で囲碁祭りを開催します(写真⑤は、2018年6月30日



⑤ 2018年6月30日開催 囲碁祭り

実施のもの)。

同好会の公認を得た年の6月には、当会が主催して、クレオで「囲碁・将棋祭り」が行われました。

いずれにしても、このコロナ禍では、すべて中止となっています。

年会費

従来は、年会費1万円、新入会員は1年間無料としていましたが、現在は、コロナ禍で大会ができないため、ゼロとしています。

コロナが収まったのちは、入門者を増やすために、棋友会が初段と認定するまでは無料とする予定です。また、初段以上でも、弁護士登録10年未満の人は5000円とする予定です。

改めて、お誘い

この記事を読んで、少しでも興味をお持ちいただいたならば、ぜひ一度、定例会・入門囲碁会にお越しください。

2022年 棋友会 定例会・入門囲碁会 カレンダー

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
第1火曜日	休	1日	1日	5日	10日	7日	5日	休	6日	4日	1日	6日
第3水曜日	休	16日	16日	20日	18日	15日	20日	休	21日	19日	16日	21日

わたしの修習時代

紀尾井町：1948－70

湯島：1971－93

和光：1994－

20期(1966/昭和41年)

遥かなり司法修習 一心に希望とゆとりのあった頃――



会員 小杉 丈夫 (20 期)

前期修習

1966年、司法修習生(20期)になった。私は24才。1964年の東京オリンピック開催、東海道新幹線開通に象徴される、日本が元気の時代だった。司法研修所は、千代田区紀尾井町に所在していた。私は、2組に所属した。500人の修習生が50人ずつ10組に分れていた。女性は28名。2組には石崎(杉田)昌子会員、関野杜滋子氏の2人がいた。

前期修習開始直後、クラス対抗のソフトボール大会が目白のグラウンドで行われ、私はショートで出場した。キャッチャー石松竹雄判事教官によるファールフライ好捕のファインプレーなどあって勝ち進み、準優勝を飾った。この快挙でクラスの一体感が一気に高まった。

前期の授業は、起案講評に悩まされた。賀集唱民裁判教官がとりわけ厳しかった。要件事実を厳しくたたき込まれた。授業の議論では、後に裁判官から政治家に転進した江田五月氏が目立っていた。

実務修習

修習地は名古屋になった。名古屋駅には、それまで一度も降りたことがなかった。地下鉄の東山公園駅の近くにアパートを借りて、そこから検察庁、裁判所に通った。初めての一人暮らしだったが、苦になかった。

名古屋地裁の建物は、名古屋控訴院時代の優雅な赤レンガ造りだった。



実務修習時代
後列左端が宮川光治会員、右から2人目が筆者、前列左が大西(宮崎)治子会員

27名が、A班とB班に分れて修習した。地元出身者が大半で、そこに私のような、よそ者が混った構成だった。同じように東京から来た一人に大西(宮崎)

治子会員がいた。A班でずっと一緒だったが、後日、B班の宮崎章会員と結婚するなど、夢想もしなかった。

実務修習は、検察、弁護、民裁、刑裁の順だった。検察修習は、最初、取調べに緊張したが、20件余り取調べた。弁護修習は、岩越威一弁護士と女婿の岩越平重郎弁護士にお世話になった。自宅が事務所を兼ねていて、玄関に上ってすぐの応接間が事務所だった。初日、帰る時、私の汚れた靴が、きれいに磨かれて玄関に揃えてあって、本当に恥ずかしい思いをした。裁判修習は、淡々と終わった。民裁修習では、奥村義雄判事、中川敏男判事に丁寧な指導を受けた。

名古屋修習で印象に残るのは、種々の社会見学だった。スリ担当刑事に同道してのデパート見廻り、深夜のパトカー同乗、高山線の蒸気機関車試乗など、まったく、至れり尽せりだった。

名古屋修習の最大の成果は、新しい友人達との出会いだ。特に、同年代の名古屋大学の出身者とは、長く交友が続いた。後に最高裁判事になった宮川光治会員もその一人だった。林光佑氏、加藤英継氏、川原誠氏、高木輝雄氏らとも本当に仲良くなった。京都大学出身の天津千明氏も仲間だった。

後期修習――その後

後期修習の4ヵ月は、またたく間に終わった。2組から、裁判官10名、検察官4名が任官したのは、教官の感化が大きかったと思う。

20期2組は、素晴らしいクラスだった。修習課程終了直後に中野允夫会員が立上げたクラス会は、洗成会員、小山勲会員と私が幹事を務めて、50年を越えて毎年開催されてきた。コロナ禍で、ここ3年開催できないのは残念である。

司法修習生の2年間は、正に、私の法律家人生の基礎が形成された時期だった。お世話になった多くの方々に感謝の気持で一杯である。



1 年間弁護士として働いて

会員 吉岡 美紀

1 1 年間弁護士として働いた感想

私が弁護士として仕事を始めて、早くも1年が過ぎた。本来であれば、74期が1月に入所して、自分も先輩になるはずだが、新型コロナの影響で、執筆時には未だ一番下っ端である。

私は、企業法務系の事務所で働いており、事務所の同期弁護士が全部で42人いる。入所前は、「こんな私でついていけるのか」「同期と仲良くなれるのか」「企業法務なんて修習でやっていないんだから、全然想像がつかない」等と不安でいっぱいであった。

入所してからは、正直に申し上げると、何もかもが初めてで、会議でも先輩弁護士の会話についていけず、予想以上に大変であった。また弁護士の仕事は想像以上に幅広いと感じた。

先輩弁護士、同期、事務所スタッフの方々の助けがあり、この1年間過ごすことができたように思う。1人で何でもできるレベルには全然達していないものの、この1年間実務を経験し、色々なことに揉まれて、少しずつ自分が成長していているのは感じている。

また、事務所の同期には、恵まれたのではないだろうか。楽しいことやつらいことがあったらすぐに共有できる上、共に大変な時期を乗り切ると、お互いに絆が強くなるように思う。同期は「同志」、「宝」だ。同期とのつながりは特に大事にしていきたいと思っている。

2 所属会派の執行部での活動

新たな出会いは、事務所の人達とだけではなかつ

た。正直に申し上げると、自分が弁護士になって会派活動をすることになるとは入所前は想像していなかったが、ありがたいことに、事務所内の先輩弁護士から声をかけていただき、1年目ながら所属会派の執行部を担当させていただいた。

当然ながら、所属会派がどのような会派で、どのような活動をしているのかも分からないまま執行部として活動することになったわけだが、これにより、横のつながりだけではなく、縦のつながりも増やすことができた。所属会派では、毎年新人弁護士がテーマ発表をする機会があるのだが、そこでも他事務所の弁護士と接する機会があり、貴重な経験となった。

3 新人弁護士として日々心掛けていること

弁護士は、想像以上に忙しいと、この1年間で実感した。そのため、永く仕事を続けていく上では、健康と体力は非常に重要であると考えている。健康維持の観点から、休日はできる限り体を動かすようにしており、平日も1時間に1回程度は席を離れ、事務所内を歩くように日々心掛けている。

4 今後の目標

この春から、74期の後輩が入ってくる。先輩として、教えられることは少ないと思うが、後輩が入ってきてでも恥ずかしくないように日々勉強をしていきたいと思う。

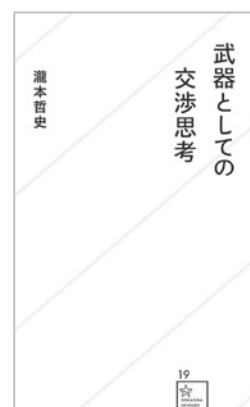
また、将来的には留学に行きたいと思っているため、事務所内では、積極的に英語案件に携わり、語学の勉強は続けていきたいと思っている。

『武器としての交渉思考』

瀧本哲史 著 星海社新書 946 円(税込)

弁護士業務と交渉

会員 國井 友和 (64 期)



この本は私の高校の大先輩でもある瀧本哲史氏の著書であり、同氏が京都大学で20歳前後の学生に教えている「交渉の授業」を1冊に凝縮したものである。弁護士として年次も上がっていき、今一度「交渉」というものを学び直してみようと思ひ、この本を手にとったのがきっかけである。

弁護士として仕事をしていく上で、「交渉」は避けては通れない。専門分野が企業法務であれ、一般民事であれ、合意を作り出す手段として「交渉」は必要になる。しかし、その「交渉」技法を体系立てて学んだことのある人は少ないのではないだろうか。私の出身ロースクールの授業でも「交渉学」という授業はなかった。本書は、交渉こそが今を生きる「武器」であるとして、交渉に関する基本的な用語（バトナ、アンカリング、譲歩など）についても具体例を織り交ぜて、交渉技法を分かりやすく明快に解説している。

本書の内容の中で、私が他の交渉学について解説した本にはあまり記載されていないのではないかと感じた部分をピックアップしてご紹介したい。

それは、「非合理的な人間」とどう向き合うか、というテーマでそういった人間への対処法を解説している箇所だ。合理的な人間との交渉であれば、ある程度交渉の基本的な技法を用いて交渉し合意形成を行うことが可能かも知れないが、世の中には感情的でそのときの気分によって大きく判断を

変えてしまう人も多くいるのが実情だ。弁護士として交渉を行っていく中でそのような「非合理的な人間」に出くわすことも少なくないはずである。どういう交渉が非合理的であるのかパターン化して理解することで、個別に有効な対策を取ることができるようになる、と本書は語っている。また、パターン化して理解をすることで、自分の行動が非合理的になっていないか、それによって大きな損をしていないかを客観的に分析できるようになるとのことである。

ちなみに、本書では6タイプの「非合理的交渉者」を

- ①「価値理解と共感」を求める人
- ②「ラポール」を重視する人
- ③「自律的決定」にこだわる人
- ④「重要感」を重んじる人
- ⑤「ランク主義者」の人
- ⑥「動物的な反応」をする人

と整理している。6タイプの「非合理的交渉者」の具体的な内容、対処法を知りたいと思った方がいたら、是非本書を手にとってもらいたい。

本書は、弁護士登録をしたばかりの方はもとより、いわゆる中堅と呼ばれる世代の方が読んでも学びがある本だと思うので是非お薦めしたい。今一度、業務を行う中で自分の交渉のやり方・進め方などを見直すきっかけになれば幸いである。



最下位という勲章 ～将棋で負け続けること～

会員 伊藤 雅浩 (61 期)

修習生だった2007年のクリスマスに、将棋の盤駒を買った。当時5歳だった息子と暇つぶしをするためだった。当時の推定棋力10級（＝初心者）の私から手ほどきながら、息子は思いの外のめり込み、やがて私の相手だけでは物足りなくなって近所の教室で修行する毎日となった。私も、将棋が楽しいと感じて勉強を始めてみたが、頭が柔軟な子どもとの差を見せつけられるばかりだった。

数年後、私は将棋を通じて知り合った仲間に誘われて社団戦という団体戦に出ることになった。7人一組のチームを組んで、約半年かけてリーグ戦を戦う。実力別に5段階に分かれているし、最下層の5部リーグだから素人でも大丈夫という誘い文句に乗ったのが間違いだった。将棋の大会に出るのは人生初体験だったが、予想どおり、手合い違い（将棋用語で技量に差がありすぎて勝負にならないこと）で、息を吐くように負け続けた。私が参戦すると聞くと当時3部のチームで闘う息子は、「お父さんは5部でもたぶん一つも勝てない」と言っていた。息子は父の実力をよくわかっていた。

もう一生、勝てないだろうと諦めかけたデビュー7局目、熱戦のまま終盤戦を迎えた。局面は優勢で、千載一遇のチャンスがきた。周りで観戦するチームメイトの視線を感じ、ふと顔を上げると息子が対局者の後ろ側に立ち、観戦していた。

私が顔を上げて息子と目が合うと、わずかに笑ったが、すぐに目をそらして遠くへ行ってしまった。将棋は、周りからの助言は厳禁であり、アイコンタクトなども疑いの元になる。しかし、私はその一瞬で自分の形勢判断が間違っていなかったことを確信し、大いに自信をつけた。そもそも将棋が弱いということは的確な形勢判断ができないので、勝っていると思っても客観的には劣勢であるということとはよくあるのだ。そこから先は自信を持って相手玉を寄せきることができて人生初勝利をあげることができた。

その翌年、息子は奨励会というプロ棋士の養成機関に入り、アマチュア大会の参加資格を失ったので、親子で同じ将棋大会に出たのはこの年が最初で最後となった。

私は、初勝利をあげたものの、その後も順調に負け続けた。たまに勝つことはあっても、勝率は3割に届くことはなかった。

そしてさらに数年が経ち、社団戦の会場に着いた私は驚いた。会場には出場選手全員のレーティング表が貼り出されるのだが、私の名前は最下段に載っていた（つまり最下位）。レーティングは対局に勝てば上がるし、負ければ下がる。初参加のときは誰でも1500という初期値が与えられるが、大きく負け越している私は、レーティングが下げ止まらず、とうとう5部リーグ参加者約200名中、最下位になってしまったのだ。

しかし、決して負け惜しみではないが、最下位という結果は一つの勲章だと感じていた。これまでの人生で、さまざまな競争の機会があっても、100人単位の集団で最下位という結果を残したことはない。負けても負けても出続けない限りは、レーティングは下がらない。くじけなかったからこそ勝ち取った（？）最下位である。

普段の代理人業と違って、将棋は本人の戦いで、事件筋も証拠の優劣もない対等なゲームだ。言い訳は効かないが、勝っても負けても楽しめる。



社団戦の対局のようす

核兵器禁止条約発効 1 年を機に、改めて核兵器の廃絶を求める会長声明

2022年2月24日未明にロシアがウクライナに軍事侵攻におよび、その後ロシアのプーチン大統領が核兵器を運用できる部隊に特別態勢を取ることを命じたと報じられている。

「核兵器禁止条約」は、2017年7月7日に国連会議で採択され、2020年10月24日、発効に必要な50番目の国としてホンジュラスが批准し、90日後の2021年1月22日に、ついに発効した。

本年1月22日、核兵器禁止条約の発効から1年が経過したが、この間、新たな加盟国が増加しつつある。また、核の保有国が加盟国に含まれる北大西洋条約機構（NATO）に加盟するドイツとノルウェーが、本年3月に開かれる核兵器禁止条約締結国会議にオブザーバー参加する方針であると報じられており、核なき世界に向けた新たな動きとして注目されるべきである。

核兵器は、言うまでもなく、その使用によって、極めて多数の人々の生命を奪う恐れのある究極の非人道的兵器である。被爆者は、生命を奪われないとしても長期間にわたる放射線の後遺症に苦しむこととなる。もちろん、爆発とともに広範囲に飛散する放射性物質による環境汚染も深刻であり、これらの被害は核実験においても避けられない。

それゆえ、同条約は第1条において、核兵器その他の核爆発装置（以下、単に「核兵器」という。）の使用又は使用を背景とした威嚇のみならず、核兵器に関するあらゆる危険性を排除することを目指している（同条約第1条(a)号～(g)号）。

しかし、これまで核保有国は核兵器禁止条約に加盟しておらず、今後も早期の加盟を期待することは難しい見込みである。日本政府も、同条約が目指す核兵器廃絶という目標を共有するとしつつも、日米同盟の下で核兵器を有する米国の抑止力を維持することが必要だという理由から、同条約に加盟しない

意向を示している。さらに、上記のロシアの侵略行為をもとに、わが国が核戦力を利用できるようにするための議論の開始を求める声も出ている。

わが国は、唯一の戦争被爆国であり、「核兵器のない世界」に対する国民の希求は大きい。そして、日本国憲法は前文において「全世界の国民が、ひとしく…平和のうちに生存する権利を有することを確認する」（平和的生存権）ことを定めている。衆議院本会議は、2009年6月16日に、参議院本会議は同月17日に、わが国は、「唯一の被爆国」として、世界の核兵器廃絶に向けて先頭に立って行動する責務があり、核廃絶・核軍縮・核不拡散に向けた努力を一層強化すべきであるとする旨の決議をした。

日弁連は、2010年10月8日に「今こそ核兵器の廃絶を求める宣言」を発出し、当会も、2020年8月6日の「被爆75年目の夏を迎えるにあたっての会長談話」、2021年8月6日の「76回目のヒロシマ・ナガサキ平和祈念の日を迎えるにあたっての会長談話」において、唯一の戦争被爆国であるわが国が核廃絶へのリーダーシップを発揮することを求め、2021年3月24日の「核兵器禁止条約の発効にあたり、改めて核兵器の廃絶を求める会長声明」において、わが国が核兵器禁止条約に早期に加盟すべき必要性を指摘している。

当会は、わが国が唯一の戦争被爆国であることを踏まえ、ロシアによる特別態勢を非難する立場から、日本政府に対して、核兵器禁止条約への早期加盟を真摯に検討することを強く求めるとともに、改めて、核兵器のない平和な世界を実現するため、世界の市民とともに努力することを誓うものである。

2022(令和4)年3月7日
東京弁護士会会長 矢吹 公敏

2つの高裁判決を受けて、旧優生保護法下の強制不妊手術によるすべての被害者に対する全面的被害回復を求める会長声明

2022年3月11日、東京高等裁判所は、国に対し、1996年改正前の優生保護法（以下「旧優生保護法」という）の下で強制不妊手術（優生手術）を受けた被害者に対する賠償を命じる判決（以下、「本判決」）を言い渡した。旧優生保護法は、1948年に制定後1996年まで存続し、その間に国によって把握されているだけでも約2万5000件の不妊手術が実施されたとされている。旧優生保護法の被害については昨年22日に大阪高等裁判所で初めて国に賠償を命じる判決（以下、「大阪高裁判決」）が出されており、本判決は2例目となる。

本判決は、旧優生保護法は立法目的が差別的な思想に基づくもので正当性を欠く上、目的達成の手段も極めて非人道的なものと断じ、大阪高裁判決に続き、旧優生保護法それ自体の違憲性を認めた。また、同種訴訟の地裁判決で請求を棄却する理由とされてきた除外期間の適用を制限し、国の賠償責任を認めた。いずれの判決も、①優生手術が、国の施策として、障害者等を「不良」な子孫を持たないよう差別し、本人の同意なく不妊手術を行った強度の人権侵害行為であり憲法に違反すること、②国の優生施策によって、障害者等に対する

偏見差別が社会に浸透したことなどの事情を踏まえ、例外的に除外期間の適用を制限し、被害者による権利行使を認めた画期的な判決である。

救済の対象について、本判決は、大阪高裁判決よりさらに踏み込み、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」の施行日から5年以内に訴訟提起した者とした。本判決によって旧優生保護法による不妊手術の被害者救済の道が大きく開かれたことは、高く評価されるべきである。

現状、被害者の高齢化が進んでおり、被害救済に向けて一刻の猶予もならない。2つの高裁判決が司法府として全面救済が必要とする判断を下したことを踏まえ、国は本判決に対する上告をせず、既に行った大阪高裁判決に対する上告を直ちに取下げよう求める。全国で係属している同種訴訟においても、本判決の判断を尊重した早期解決が図られるべきである。

2022(令和4)年3月24日
東京弁護士会会長 矢吹 公敏

成年年齢引下げに伴う消費者被害防止のための諸施策の実現を改めて求める会長声明

民法の成年年齢を20歳から18歳に引き下げる「民法の一部を改正する法律」（以下「民法改正法」という。）が本日施行された。これにより、本日、18歳・19歳に達している200万人を超える若者が、一度に未成年者取消権を失うこととなり、これらの若者が悪質商法のターゲットとなることで、消費者被害が拡大することが強く懸念される。

民法改正法は平成30年6月に成立したが、平成21年10月に法制審議会が法整備の条件として挙げた諸条件がほとんど達成されておらず、かかる経緯から、同法の成立に際し、参議院法務委員会は全会一致で、①早急に、いわゆるつけ込み型不当勧誘取消権を創設することなど、若年者の消費者被害を防止し、救済を図るための必要な法整備を行うことにつき検討を行い、必要な措置を講ずること（法成立後2年以内）、②マルチ商法等の被害の実態に即した対策について検討を行い、必要な措置を講ずること、③消費者教育の充実、④成年年齢引下げについての周知徹底、などを、政府が本法を施行するに当たり格別の配慮を行うべき事項とする附帯決議を行い、併せて、法成立後施行まで3年10ヶ月もの期間が設けられた。

そして、上記附帯決議に示された施策の実現が一向に進まなかったことから、当会は、昨年6月15日、上記附帯決議に示された施策全ての速やかな実現などを求める会長声明を発出した。

しかしながら、結局、本法の施行日である本日まで、附帯決議に示された施策は実現に至らなかった。つけ込み型不当勧誘取消権の創設に関しては、不当勧誘一般に対して広く

適用される取消権は創設されず、ごく限定的な場面での取消権の創設が議論となっているにすぎない。また、消費者教育や、成年年齢引き下げの周知も、一定の努力はなされているが、成年年齢引き下げにより18歳で未成年者取消権という保護を失うことの意味や、具体的な契約に伴うリスクの周知徹底は、いまだ不十分な状態であり、成年年齢引下げに伴う消費者被害を未然に防止しうる程度には至っていない。

したがって、今後懸念される消費者被害の拡大を防止するためには、国は、必要な予算措置を講じた上で、実際の消費者被害の事例を盛り込んだ実践的な消費者教育を含め、上記附帯決議に示された施策を速やかに実現しなければならない。

また、今後、民法改正法の施行によって、若者をターゲットとした消費者被害が拡大することが強く懸念されることから、国が主体となって若者、特に18歳・19歳の若者の消費者被害の実態に関し調査してその結果を公表するとともに、詳細な分析・検討を行い、消費者問題に関する政策に反映させることが不可欠である。

よって、当会は、上記状況を踏まえ、国に対し、上記附帯決議に示された施策全ての速やかな実現を求めるとともに、本法施行後の消費者被害、特に18歳・19歳の若者の消費者被害の実態について、国が率先して調査を行い、被害救済に必要な措置を執ることを強く求める。

2022(令和4)年4月1日
東京弁護士会会長 伊井 和彦

新型コロナウイルス禍を理由とした改憲による緊急事態条項の創設に反対する会長声明

報道によれば、自民、公明両党は、2022年1月25日に与党幹事懇談会を開き、日本維新の会、国民民主党、無所属議員会派「有志の会」も参加して、2022年度予算案の衆議院審議中であっても、定例日ごとに憲法審査会を開いて議論を行うべきだとの認識で一致し、与党筆頭幹事が野党筆頭幹事に申し入れを行ったとのことであり、議論のテーマとしては新型コロナウイルス禍を受けた緊急事態対応が有力視されるとのことである。

そして、同年3月17日に開催された衆議院憲法審査会では、自民党が大規模災害などの緊急事態に国会の機能を維持するため、議員の任期延長を議論すべきだと主張したとのことである。

緊急事態条項とは、大規模災害や外国からの侵攻に対処するために、権力分立を一時停止して政府に権限を集中させ、国民の基本的な人権に特殊な制限を加えることを眼目とするものであり、非常事態における例外的措置とはいえ、立憲主義による人権尊重という憲法の基本理念とは相反する危険な制度である。しかも、往々にして国家権力により緊急事態条項が濫用され、かつ一時的なものにとどまらない事態となることは、歴史が示しているところである。当会は、2016年11月24日付「日本国憲法を改正し国家緊急権規定を創設することに反対する会長声明」を発出し、大規模災害等への対応を理由とした国家緊急権（緊急事態条項）創設について、現行法及び個別具体的な立法によって十分に対応可能であるから不必要である旨を指摘した。

このことは、新型コロナウイルス禍においても同様であり、憲法に緊急事態条項がないことが政府による新型コロナウイルス

ス禍への対応の障害となったなどという事実は何一つ指摘されていない。

新型コロナウイルス禍において必要なことは、憲法の個人主義、幸福追求権（第13条）、生存権（第25条）、財産権の保障（第29条）を具体化して、防疫体制、公衆衛生、医療体制などを整備・充実させるとともに、国民一人一人の実情に見合った適切な補償を行うための立法、施策を行うことであり、憲法改正によって緊急事態条項を創設することではない。

立憲主義を一時的であっても機能停止させる緊急事態条項は、重大な人権侵害の危険性が極めて高く、国家権力による濫用のおそれも強いことから、新型コロナウイルス禍に対応する手段として有害無益である。

むしろ憲法審査会は、憲法改正手続法に昨年加えられた附則第4条に基づき3年を目途に改正等の措置を講ずる必要のある「国民投票運動等のための広告放送及びインターネット等を利用する方法による有料広告の制限」「国民投票運動等の資金に係る規制」「国民投票に関するインターネット等の適正な利用の確保を図るための方策」の議論を進めなければならない。当会はこのことを2021年5月20日付「憲法改正手続法の改正法に反対する会長声明」で指摘しているところである。

以上のとおり、当会は、新型コロナウイルス禍を理由とした改憲による緊急事態条項の創設に反対する。

2022(令和4)年4月11日
東京弁護士会会長 伊井 和彦